

参議院社会労働委員会會議録第三十三号

昭和三十一年五月十五日(水曜日)午後
二時二十分開会

出席者は左の通り。

理事

委員長

千葉 信君

理事

高野 一夫君

山本 經勝君

早川 慎一君

委員

勝俣 逸君

小西 英雄君

紅露 みつ君

寺本 廣作君

片岡 文重君

高田 なほ子君

榎 繁夫君

藤田 藤太郎君

山下 義信君

奥 むめお君

衆議院議員

野澤 清人君

國務大臣

岸 信介君

内閣総理大臣

厚生 大臣 神田 博君

運輸 大臣

宮澤 鳳勇君

郵政 大臣

平井 太郎君

労働 大臣

松浦 周太郎君

政府委員

法制局長官 林 修三君

大蔵政務次官

足立 篤郎君

厚生政務次官

中垣 國男君

厚生大臣官

牛丸 義留君

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省引揚局長 田邊 繁雄君
運輸省鉄道監督局長 植田 良彦君
郵政省電氣通信監督局長 松田 英一君
労働政務次官 伊能 芳雄君
労働大臣官 村上 茂利君
房務課長 中西 實君
労働省労働局長 中西 實君

本日の會議に付した案件
○環境衛生関係營業の運営の適正化に
関する法律案(衆議院提出)
○引揚者給付金等支給法案(内閣提出、
衆議院送付)
○労働情勢に関する調査の件
(公共企業体等の仲裁裁定に關する
件)
○委員長(千葉信君) それでは社会勞
働委員会を開会いたします。
○環境衛生関係營業の運営の適正化に
関する法律案を議題といたします。御
質疑願います。
○山下義信君 前回に引き続いて、殘
余の諸点について質疑をさせていただきます。
まず、同業組合の設立につきまし
て、本案によりますと、一都道府
県について一個の同業組合の設立、
こういうことになっておりまして、一
個以上は認めないことになっておるわ
けであります。都道府県ごとという
地域にされたということは、どうい

う御趣旨であるかということをお承りた
いのであります。これらの營業につき
ましては、都道府県単位で適當競争を
規制する必要があるとどこにあるかと
いう点が私どもとしては不明でありま
す。都市、郡部、あるいはさらに個々
の市町村等、そういう限られた地域、
比較的小さい地域でこれらの業種は競争
関係があるわけでありまして、従っ
て、都道府県という大きな区域内でこ
の種の業種の競争が行われておるとい
うことは、了承したいように思われ
るのであります。御提案の趣旨はど
ういう御趣旨でありましようかとい
う点を野澤委員に伺いたいと思ひます。
○衆議院議員(野澤清人君) 立法の趣
旨といたしましては、この法律が環境
衛生面から経済立法の根柢まで含んで
おります関係上、そういう部分の地域
の場合には、こゝが是正されないとい
うようなことから、あくまでも都道府
府県を単位にやわけていきたい。同
時に、基礎の設定等の事務は都道府県
の事務とされておりますので、環境衛
生同業組合の重要な事務が、料金と
か、營業方法等に対する基準の設定で
ありますので、そういう観点からいた
しまして、組合は、なるべく都道府県
単位が好ましい、こういうことから都
道府県単位に定められたわけござい
ます。

ただいま申し上げましたように、この業
種の競争は府県単位において行われて
おるのではないのでありまして、比較
的小さい地域において營業の競争という
のが常態であります。一方、中
小企業団体系におきましては、商工
組合の地域は一定してない、どこでも
作られることになっておる。そしてそ
の商工組合を設立いたします地域につ
きましては、主務大臣がその適否を一
認定することになっておりまして、こ
ういうやり方が、この業
種を正當な營業の競争状態に置きます
ことにつきましては、つまり適當競争
を避けるという点においては、この同
業組合の設立の地域は、むしろ団体法
のような形態が適當ではないかと思わ
れるのであります。今の御説明につ
きましては、なお若干足りないことがあ
りますので、もう一度どうかお願い
いたします。

○衆議院議員(野澤清人君) あまり長
くしゃべるとまじしかられますもので
すから、簡単に答えまして申しわけあ
ります。実はこの地域の問題であり
ますが、お説のように、不當な競争が
行われるという現実的な問題は、町
とか市とかあるいは一定の地域で現象
が起きて参りますが、少くともこの適
正化の法律を適用しようという業者の
実態というものは、その業態自体がほ
んどと料金が多くなって運行される
ために特定な地域をこく小部分にとり
ますという、市の境、町の境等にお
いては、なほだしい懸隔が生ずる。同時
にまた、一定の都市地域と郡部との料
金の差等を設ける場合でも、組合々々
によつてその基準が異なるというよう
なことは、環境衛生の大きな目的から
申しまして、行政上非常にやりにく
い、こういうことから、一府県一単位
というところで適正をいたしたのであり
ますから、どうぞ御了承願いたいと存
じます。

○山下義信君 次には、この指定都市
に對しての扱い方、これは現にた
だいま各種の議論が行われておるわけ
であります。これが申すまでもあり
ません。従来地方自治法の改正により
まして、五大都市の市長に對しまして
は、特別都市の指定があつて、そして
知事の権限が市長に委任されてあるに
かかわらず、再びこの法案により
ましてその権限が知事に取上げられ
ておる。こういう格好になっておりま
すが、これはどういふ御趣旨で、そうい
う逆行的な御規定をなさつたのであり
ますか、野澤委員から御説明を願いた
いと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 当初に原
案が発表されましたときには、この五
大都市という問題は出ておりません
で、審議の過程において、五大都市の
十六項の地方自治法による委任事項が
追及されて参りまして、いろいろその
間話し合ひもされたわけでありませ
んが、この法律のねらいとすると、こ
ろは、たとえて申し上げますという、
美容業のような業態でありますとい

した。論議した結果が厚生省の意向といたしまして、また、七団体に予定されておる業者等の意向も聞きまして、どうしても一府県一単位というところ、なるべく同一行動のできるようにしてほしい、こういうふうな切々たる事情をわれわれども押通しまして、その結果申し上げましたように、都道府県知事の許可であり、認可事項であつたものをわざわざ厚生大臣一本にこれをしほりまして、しほり上げた結果が、今度は地方に委任することとどうするかという場合に、知事に委任ができるというふうに、逆にこの法律を持ってきた、持ってきた理由は、先ほど申し上げましたように、相当の含みをもつてこれはやつた仕事なんです。従つて、一応出発して、同一府県同一組合ということであれば、五大府が支部を結成することは将来差しつかえないのだ、そういう一本の組合が発足し、一本の基準というものができるようになつてきて差しつかえないという判定がついたならば、いつでも五大都市に自治法の通りに施行しても差しつかえないのじゃないか。その場合になつて、知事の権限だ、市長の権限だということでも争いが生じて困るからというほどこまやかな神経も使ひまして、せつかく厚生大臣までまじめ上げたのでございまして、どうかその間の御事情につきましては、御賢察をお願いしたいと思つてござい

ます。

○榊原夫君 その御説明によりまして、何か一府県一組合の原則を固めてしまつて、これができれば都市に支部などを設けていけばいいんじゃないかというお話なんです、私はこれは逆

に考へるのです。その指定都市にはやはり組合を認めて、指定都市のあるところは二つの組合を認めて、そうしてこれを連合会が何かの組織にして連絡調整をとらせるといふふうなことのほうが自治法の改正の趣旨を殺さないでいくことになるんじゃないか。ただ一つのこういう組合の運営上のことなどだけで、五十年にわたる特別市制運動というものに終止符を、去年自治法の改正をやつて打つたわけですね。そうしてしかもその結果として、府県知事に委任されておつた事務を指定都市に委任することになつたこの自治法改正という法律の大精神を、組合の運営上の便宜といふふうなことだけで、私はその改正の意義を喪失するような内容を持つことにわかに賛成はできない。どうですかね、その点。

○衆議院議員(野澤清人君) 全くその通りだと存じますが、実はそのために苦心したんです、先ほど申し上げましたように、都道府県知事の許可、認可権というものを厚生大臣にしかつた、これが一つ。それからそれだけの期間、それがそのまゝいかれるかわかりませんが、それはそう長い期間でないという私どもの話し合ひでございまして、その結果、たとへば知事が処分を決定するといふような場合には、知事は必ず市長の同意を求めなければならぬと、こういうことにしまして、地方自治法で委任した事項についての趣旨を冒瀆するようないふことのないように、十分慎重な連絡のもとにこれを進めていくようにすることが必要だと、こういうことで、処分の場合等については、政令で話し合ひをすることの内容もとつてありますし、また、その場合に、知事

と市長と対立したような場合にどうするかといふようなことも懸念しまして、厚生大臣に引き上げてあるわけでありました。

それから支部を作るという意味は、お説のように、支部が結成されて連合会ができ、一府県一連合会という行き方もこれは見方でありまして、正しい考え方だと思つております。けれども、従来の七業種の中の大半がかなり深刻な経済情勢に置かれていたために、すてばち的な、投げやりのな経済行動が多いものであります。それらのものを一応軌道に乗せるまでの暫定措置としては、われわれどもの考えの及ぶ限りは、やはり御協力願ふより仕方がないんじゃないかと、こういうことで、全知全能を集めた結果がここへ参つたのでありますから、どうか御了承願ひたいと存じます。

○榊原夫君 全知全能といふものをだぶ傾けられたようですけれども、重要な組合運営並びにそれを指導監督する場合に、処分を決定するときは、必ず指定都市の市長の意見を通さなければならぬといふことにする。もし議が整わるときは、これを知事に決定権を与えないで厚生大臣の方に集約するような苦勞をしたといふことではありますけれども、先ほどから申しますように、行政権が市長にあつて、しかもその非常な権限を持つ組合の指導と監督が行政の長になつて、別の府県知事がこれを持つといふことは、私はどうしても、先ほどから指摘されているように、これは筋が通らぬと思つた。なほ政令にゆだねて、指定都市の市長の意見を聞かなければならぬように配慮されたようでありまして、

も、法律的な裏づけといふものが否認されているわけですから、自治法の改正の趣旨と非常なべだたりがあるように私は考へます。ですからこれは重ねて一つ……。御苦勞を煩はしたことはわかりますけれども、筋が通らぬように思つたので、重ねて所見を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 先ほども次官からお話があつたと思つたのですが、組合の事業の重要な部分として、水準の保持といふこと、あるいは基準の設定といふことが非常に大きなウエイトをもつてゐるわけでありまして、こうしたものが、それでは現在地方自治法の権限が委譲されたから、それじゃ水準の保持とか基準の設定といふものを全部市の方に委任したという形にならず、実際は府県単位でこれらの指導にあつたお説のようなんです。いづれにしてもお説のようには、もう法律の裏づけがあるのだからそのようにしなさいと言われればそれまでだと思つたのです。けれども、そうしたのは、

せつかくこれだけの中小企業者の中の零細企業者の経済活動等についても保護育成したいといふ法律の趣旨を生かすためには、地域的にごく小部分で差が生じて困る、一応スタートだけはスタート・ラインに並べることが必要じゃないか、こういうことで全く苦勞をした点でございまして、この点は曲げて御賢察をお願いすると申し上げるよりはほかにないと思つてございまして、さらにまた、おそらく御満足がいふかぬことだらうと思ひますが、行政面から実情については環境衛生部長からでも一応御説明願ひまして、実態に即した行き方をとつていただくよりほか

ないと思ひます。よろしく願ひたいします。

○榊原夫君 それは承知しております。衛生部長より……。

○委員長(千葉信三) 衛生部長の答弁を聞きますか。

○榊原夫君 はい。

○政府委員(橋本正廣君) ただいま政務次官からお答えを申し上げた通りでございまして、一応私も地方自治法の改正の場合に、水準の保持並びに基準の設定といふようなことは、従来通り府県の事務として残すということでお互いに了解が成立したわけでございます。ところが、この組合は組合活動のうちの重要な部分として水準の保持、基準の設定といふようなことがございまして、ただいまある御答へがございましたような結果になつたものと存じます。なお御指摘のうちに、なるほどこの常時の監視、許可、その他の行政事務は確かに市長に委任をされております。市長の権限となつております。そこで両者が関係してこなければならぬ仕事だと私も考へますので、そこで政令の段階におきまして府県知事の専行とせず必ず市長の同意を得てものを処理する、こういうことにいたしました。両々相持つて進んでいくという考え方でございまして。

○山下善信君 この問題は重大な問題であると同時に、すでに委員長から御報告のありましたように、地方行政委員会からの申し入れ事項もありますので、論議はあとに残ると思ひますが、ともかくも実際は競争の行われている地域で組合を作つて、そして何も府県一区域というように知事が基準を決定するからといって、それだけに広範

な府県単位にするということは、これは実情に私どもはそぐわぬと思う。また先ほどの野澤委員の御答弁の中に支部を置くことはあるいはそういう点も考えられないではないが、しかし、支部で組合を作つて府県の連合会を作るというところはどうかと思うというお言葉があったが、私は支部という考え方はそれだけでは限らぬと思うのです。支部の組合、まあ支部というとおかし

いが、地域組合を作らせて、それを府県単位に積み上げていくというのでなくして、私どもはそういう行き方が一つ考えられると思うのですが、そういう行き方ではないに、かりに原案のごとく、府県単位に一組合であるとしても、実際の運営上は支部がなければ、つまり支部組合という意味でなしに、あるいは郡単位あるいは市町村単位か何かに支部がなければ、実際に府県単位という膨大な組合をどう運営していきますか。その總會を開くといつても、いろいろ總代会などの總會にかかわるべき構想もあるようではあります

が、その組合の運営をするに当たっては、やはり組合の支部というようなくとも考えなければならぬと思ひますが、しかし、法律の上には支部設置というものは認められていない。こういう点は運営上どう考えておられますか。提案者の野澤議員に伺います。

○衆議院議員(野澤清人君) ごもつともでございます、この点につきましては、当然同一人格のもとにおける支部の運営上の必要さというものは当然起ってくるだろうという想定のもとに話し合いをいたしております。ただし、別個の人格を持った地域組合を作るといふような考え方は、この際、業

者の特性から考えてみても一応避くべきではないか。こういうことを府県単位に要約されたのでございますので、御了承を願います。

○山下義信君 府県単位については、今申し上げましたような幾多の意見もあるわけでございますが、私が納得がいきませぬのは、全国単位の連合会を作るといふことは、どういふ御趣旨でございましょうか。何の必要があつて全国を通じて一個の連合会を作る。これは法の五十三条でありますか、こういう規定を作られるのはどういふ趣旨でこの連合会を必要とされるのか。この御趣旨を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) これは法文にもあります通りに、厚生大臣の認可事項の中に連合会で行うべき仕事の中で、最も大きく取り上げられていますのは、適正化基準でございます。各都道府県でこの基準が異なつたような出発をいたしますといふと、環境衛生という面からいまして、行政上非常にやりにくいといふような考え方からい

たしまして、二段階にこの適正化の行き方を分けたわけでございます。つまり各都道府県にアンバランスがでないうように、連合会では適正化基準を設けて、今度は各都道府県ではその適正化基準に従つて適正化の規定を設ける、こういうふうな二段階に分化いたしました。府県別にアンバランスの生じないようにしていくことが必要ではないか、これが骨子でございます。

を定めるということになれば、各地域の実情に沿う基準は作られぬのであつて、全国一定の基準を作るというのと、各府県の実情に沿うような基準を作らせるといふ考え方は違ふので

す。また、全国を一本にする——競争も何も行われておりませんし、全国一本に価格をきめなければならぬという必要性も私どもにはどこにあるかわかりません。関連のある団体法におきましては、御承知のごとく、サービス業については、全国一本の組合を作ること

は除外されてある。向うの団体法における考え方はこういうサービス業などというものは、何も全国一本にする必要はないのだという考え方である。これは組合を作つていこうという、国一本に組合を作つていこうという、私はその必要性につきまして今御答弁

がありましたが、どうも納得がいけない気がするのです。こういうものをお作りになるゆえんのものは、実際の真意は別にあるのじゃないか。つまり、言へば、これは各府県ごとに同業組合を作らせ、この連合会を、一本の中央で總連合会を持つ、そこを一つつかみさえすればすべてこの営業のコントロールができる、こういうことを考えられたならば私は幾らか納得ができる。なるほど便利がいい、統制をするのにはごく便利がいい。各都道府県の同業組合を動かすといふことはめんどろで

なるほどその必要性はあろうかと思われませんが、その点はいかがですか。

○衆議院議員(野澤清人君) ごもつともでございますが、先ほど申し上げましたように、二段階にこの適正化の規程と基準を定めてお話を申し上げましたことは、あくまでも連合会が全国

一本の基準を作つてそのまま強行突破しようといふ考え方はないのでありまして、つまり骨組の設計だけを連合会で作つていく、それにひきしを出したり、屋根をふいたりしますことがい

わめる適正化規程でありまして、その土地の環境実情等にもマッチするやうに、適正化規程といふものを作らせよう、なぜそれじゃやう一本にしなければならぬのかと申しますと、これは先生もよく御存じの通り、少くともこの衛生基準といふものは、日本国内で基準となるべきものは一本にしなければならぬじゃないか。けれども、そうかといつて自主性を失はせたいとはいけませんから、あくまでも骨組だけであつて、これに肉をつけ、皮をつけるといふような行き方については、その都道府県の実情を生かし、また、地域差といふものも生かして、十分自主的に進行できるようにしたい、こういうことで、全体のものと都道府県のものとの二段階に分けたわけでござ

います。

○山下義信君 一応の御答弁は承りましたが、それは第五十四条の連合会がなすべき事業の中の一部をつかまえての御答弁でございますが、要するところ、この種の業種についての指導を連合会がやる、結局全国の各都道府県の同業組合に対する総指導のこれは本部で

すが、ただ基準の基準たるべきものをきめるといふだけの役目じゃないかと思つて、あらゆるこの同業組合の営業その他についての総指導をやるというところが、五十四条の各号を見ますと、他

と任務を負わされてゐる。これは確かにそういう任務がこの連合会に負わされておるのでありまして、俗に言う統制本部、それならその私はよしあしは別として、多少全国一本の連合会を作つたといふことの考え方に、なるほどそういうことを考えたのかといふこと

これはそうでございますという御答弁も予期はいたさないのでありますが、そういう弊害に陥りやすいことだけは確かだ、弊害に陥りやすいことは確かなんです。それから、結局この種の組織をして、いかにボス化を回避するかのことが裏づけになっていなければならないのであります。私は端的にそういう何と言いますか、好ましくない御目的がひそんでいっているのではないかと御答弁をいたして、提案者からも一つぬ、当然これは何かなければならぬ過程であると思っております。

○衆議院議員(野澤清人君) 手きびしい御質問でございますが、これは巷間伝うところ、さような御見解の方もあるやに私も聞いております。しかし、そうした政治的意図があったかないかというところは過去の一つの過程でありまして、私もとしましては、そうした世上の風評に対してはきわめて慎重な態度で今日まで審議を重ねてきております。しかもまた、最初自民党で党自身が単独提案しておったのであります。これと見合う社会党の方から中小企業安定法の一部改正として同一趣旨のものが上程されました。やがてそれが衆議院の委員会ではいろいろと論議された結果、特にこの弱小企業とまで言われる環境法対象の七業種の業態にマツチするという建前からいけば、一党の党利党略というようなことに誤解を受けたり、また、ややもすれば誤解されやすい要素を含んではならぬ。こういうことが自民党からも社会党からもお互いに意識的にこれは話し合いが進みまして、その結果、共同提案というところで、これが最初出された

通り、自民党だけが社会党の申し入れに対して全然聞かなかった、そうして参議院まで持ち込んだということであれば、先生の御見解は正しいものとこれは了解しなければなりません。とにかく過去の過程においていろいろありまして、われわれが審議します過程においては、そうした過去のいさごととか、あるいはまた、そうした雰囲気というものは何らわすらわされずに、今日の社会情勢から弱小企業を保護育成するという建前でこの環境法の提案をいたしたのであります。どうかその点誤解のないようにお願いしたいと存じます。

なお、ボス化のお話がありましたが、この点につきましても、かなりやかましく論議されて、どうしてボス化を防ぐか、こういうふうなことも再三取り上げられました。そのために自主的な運営を組合がしていく関係上、役員のリコール制も規定しておこうじゃないか、こういうことで役員のリコールということも一応法文の中に取り入れた次第でございますので、どうぞ御了承願いたいと存じます。

○榊原夫君 先ほど何か指定都市の市長には附加基準を設定する権限がないかのごときと御発言があったように思うのですが、この十六項の移譲に基いて市長は附加的な基準をやはり設定する権限があるように私は承知しております。で、いろいろまあ先ほど細合を一府県に一つという原則をもつてきておられるのだから、これは繰り返されるのは仕方がないとしても、自治法の改正の趣旨を減却しないため、指定都市の存するところには、二つの組合の設立を認める。そうしてそ

の全国連合会は、連合会において十分な連絡はとれるわけでありまして、厚生大臣の統制も、おのずから私はとれるんじゃないか、こう思いますので、指定都市の存する府県には、二つの組合を認めるということに同意できませんか、重ねてお尋ねいたします。

○衆議院議員(野澤清人君) たびたび申し上げましたように、衆議院としましては、苦心慘たんしてまとめ上げた状態でありまして、私一存で御同意しかねる状態であります。

○山下義信君 次に、いろいろ疑義がありまして、質疑を進めますが、第九條によります適正化規程の設定といいますが、この問題ですね、適正化規程を定める場合の要件は、「過度の競争により、云々と、こういうことで、それで過度の競争というものは、何を標準にして言いかというのを明確にしておかなければならぬと、こう思うのです。それでその基準というものは、どういふふうにか、何が過度の競争であるかというのを明確にしておかなければならぬ。これは抽象的なことは承わってもしようがない、できるだけ具体的に、過度の競争とはいかなる基準をもって言いかというところを明確に願わなければならぬ。たとえば理容業というならば、百円散髪をやっておる、これは過度の競争かどうかたといふ屋敷というならば、現在十円の入浴料金のところもある。これは過度の競争かどうか。どういふ状態になつたら、どういふ料金が、どういふ競争が過度の競争であるか。たとえばサビスその他においても、いろいろな場合が考えられますが、その基準はどういふふうにかという

点を、まず提案者から承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 料金のような場合に、百五十円でやるべきものが百円で実施されたら、それは過度の競争かどうかというふうなお尋ねかと存じますが、まあ一般に考えますことは、常識的な解釈以外には過度の競争の判定はないと思ひます。つまり商品の売買でありますならば、仕入れ価格が百円である。それが競争が激しくなつて、百二十円で売つておつたものが、百十円になり、百五十円になるのは、これは普通の競争であります。けれども、百円のもの、九十五円になり九十円になつて、その業体自体に直接ひびが入るというふうな状態に立ち至つた場合に、これは過度の競争ということができると思ひます。

す。従つて、料金等の場合においては、物品の販売と違ひますから、いすれの線にラインを引くか、これが組合の自主的活動の分野としては、相当大きく取り上げられなければならぬ問題だらうと思ひます。従つて、たとえば百五十円で料金が定められたものが、その半額の七十五円なり、あるいは五十円なりで、数でこなせばよろしいというふうな、不当な料金で競争するということのようなことは、当然これは過度の競争と考えられる。ただし、その場合に、適正な基準というものがどれだけであるかというところの線の引き方によつて、過度であるか過度でないかの判定がつくと思ひますので、どうかこの辺のところにつきましても、十二分に行政官庁としても検討を加えておることでありまして、各業者の陳情等によりまして、厚生省自体が、今まで

かなり料金等で苦しんでおりますから、もしお差しつかえなければ、厚生当局の方から、その点についての御見解を承わつていただければ、大へんけっこうだと思ひます。

○山下義信君 重大な問題でありますから、この点は厚生大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。結局コストを割らなければ過度の競争とは言えないという、これは一例でありまして、提案者は基準として一例をお述べになつたのであります。私今具体的に、百円理髪の場合にどうか、十円ふろ代の場合はどうか、原価を割つていなければ過度の競争と言えないかどうかという点を、一つ厚生大臣の方ではどうお考えになりますか。幸いに商工業関係には御通曉の厚生大臣でありますので、一つ過度の競争の基準いかん、具体的に百円散髪の場合いかん、十円入浴料金の場合はいかん、原価を割らぬければ過度の競争と言えないかどうか。いま一つは、原価を割つても、申し上げるまでもなく、流通機構の営業をいたしておりますものは、営業のこつとは、営業のこつでありまして、どんなに勉強しても、その売買の時期を失したならば、非常な損失を来すものでありまして、ある意味におきましては、これはいかぬ、これは売れない、これはだめだといったときには、すみやかにダンピングして、見切りを早くつけますことが、これは何と言ひましても、商業経済のこつであります。従つて、コストを切りましても、それはその業者のそのときの、たとえばいろいろな飲食物を早くやらなければ腐るといふときなんか、これは原価を切つて処分し

なければ処分の方法はありません。一体過度の競争とは、いかなる基準をもつて言うかということ、一つ厚生大臣からお示し願いたい。

○国務大臣(神田博君) ただいま山下委員より、過度の競争とは、一体どういふことかというふうな事のお尋ねのようになつたのでございますが、これは今、山下委員もお述べになられましたように、これはやはりそのケース、ケースによつて私は考えてみなければならぬのではないかと、利益が出ないから、直ちに過当競争だといふようなことにはならないと思ひます。

〔委員長退席、理事山本経勝君着席〕
私もかように考えておるのでございます。すなわち、過当競争であるかどうかという事は、たとへば、ある業者の数が非常に多いというやうな問題、そこで非常な競争が行われておる。それからまた、競争が激甚になつてきて、顧客の奪ひ合いをして、そうして市場を混乱に陥れておる。そこでそういうやうな状態が続くといふいたしますと、どうしても営業が障害によつて成り立たないといふやうな問題がある。そこでこれは適当な処置をとるの必要があるんだというやうな場合に、これは過当競争というふうに見なければならぬのであつて、原価を割つた、そこで過当競争だといふことには私はならないと思ひます。そのときのやうな事情々々によりまして、そのケース、ケースによりまして、そうして判断をしていく、こういうことになるのではないかと、かように考えております。

○山下義信君 今の具体的に私の伺ひました百円散髪、十円ふろ代は原価を割つていない、その営業者はそれで十分な利潤でその業態の維持ができるといふ場合には、これは過当競争とはお認めになりませんか。いかがでしよう。厚生大臣に伺ひたい。

○国務大臣(神田博君) お説の通りと考えております。

○山下義信君 きわめて妥当にして明快な御答弁を得たのであります。その過当競争の事態が発生して、適正化規程を設定いたしますときには、それそれ審議会等もあることであるし、かつまた、公正取引委員会との関係が本法案には規定されてあるわけでありますが、私はなお各種の、この七種の業種につきまして、政府当局は、一々過度の競争の場合には、過当競争はこういう場合であるという、例示的な多くの基準の具体的な考え方が取りまとめられてあるかどうかという点を、本環境衛生部長から御答弁を願ひたいと思ひます。

で、もしあれば、その一端をここで御答弁を願つて、もしそれが非常に詳細なものでありますならば、資料として御配付を願ひたい、こう思ふのです。

○政府委員(橋本正康君) この過当競争の認定の見解、基準というものは、当初以来研究をいたしておりますが、まだ完成の段階に至つておりませんが、後ほど資料でお答えをいたしたいと存じます。

○山下義信君 この基準はですね、本法の非常に重要な点でありまして、すな、本法が立案せられる目的の一つ一つというよりは、重要部分でありまして、すな、すみやかに本案審議中に一つ資料を御提出を願ひたい。

私はこの機会に厚生大臣に伺ひたいのであります。先般、社会保険調査の一環として、実はふろ代の値上げのことで大臣に伺ひました。私が少し執拗な御質問を申し上げましたが、欣然としてある程度の御意向はお示しを願つたやうであります。これはどの程度世論の反響があるか、民主的に、一つのアドバンスとしてこの席でお答え下さるのがいだらうか、しいて御見解を求めたのであります。了として御意向の一端を漏らされました。

〔理事山本経勝君退席、委員長着席〕

自來、世論は喧々こうううといつたのであります。せんだつて新聞紙上を拝見いたしますと、厚生省のふろ代の値上げの案が決定をした、近く本月、五月二十日前後には認可をする方針であるといふことが非常に大きく報道されたのであります。これは事実でありますか、どうでありますかという点を、この機会に承つておきますと同時に、もしそれが事実でない、と、こういうことでありますならば、今後の御方針はどういう御方針を持つておられますか、この二点をお伺ひしたい。

さらに関連いたしました、大臣はせんだつて私の質問に対する御答弁の中で、場合によつてはこの問題を一つ各地方々に考えさせて、何も厚生省が、厚生大臣が無理にこれをやらなくちゃならぬといふことはないのだから、実情に沿うように各府県で考えさせてもいいのだ。あるいは私は本法の成立をお見越しになりまして、この法案が成立した後に、このふろ代の値上げの問題等も一つ本法の初仕事と

言いますか、この法案によつて一つこの問題の解決をはかうといふやうなお含みがあつたのではないかと、実は御答弁を伺ひながら私は私なりに憶測をいたしたのであります。この点につきまして、ちやうどいい機会でございますので、問題になつておりますふろ代の値上げに對します厚生大臣の御方針、また、具体的な御措置について御予定、こういうものを一つお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) ふろ代の値上げの申請の取扱ひの問題につきましては、先般私にお答え申し上げたのでございますが、今の実情は、そのときと私はまだ變つておらないと申しますことは、先月一ぱい調査を完了いたしました。その調査の結果によつて、上げるか上げないか、要するに据置きか、多少値上げをやるかというのを考えてみたい、こういう意味で、私もさつぱらんに申し上げたのでございますが、そのときにおつけ加へまして、政治的には私は上げたくなかつたと思ひます。しか

し、実際において原価が高騰して、上げたないことによつて、実態がまあ中小企業でございまして、衛生面、あるいはまた、その他の面において、むしろ浴場を使用する方に、将来に向つて御不便等があるやうなことであるとするならば、これは要望がある程度聞かなきゃならぬかもしらぬ、こういうふうな答えを申し上げた次第でございますが、環境衛生部長がちょうど私があの当時答弁しておつた時分には休んでおつたのでございますが、私は簡単に出勤できると思つたのでござい

ます。が、どうもちやつと病氣が長く

なつて、途中休まれた関係上、その後、この法案の審議が私どもの考へておりますよりも少しくおくれおるといふやうな気がいたしまして、その間そちらの方の勢力がこちらの方へ回つたと申しました。そんなわけでも

だ実は調査の完了を見ていないやうな今の段階でございまして、手があき

たい、その結果によつて判断をきめたい、こういうふうにはやりたいたいで

も考へております。

そこで、今もう一つお尋ねでございしました。当時私もお答え申し上げたのでございまして、ふろ屋の料金は地方地方で実情が違うのであるから、厚生大臣が全国的にA地区、B地区といふやうなふうにするよりも、これはむしろ地方にこの権限は委譲して、そして地方々々の実情に應じたやうに考えさせてはどうだろうかといふやうな考えをもつて検討いたしておる、こういうことを申し上げたのでございまして、それが、今のこの法案の通過を前提として答へたかどうかといふことのお尋ねでございまして、私はこの通過と関連して実は申し上げたのではないのでございまして、現行法のままで

○山下義信君 そういたしますと、私の伺いました、先般新聞で報道されましたような料金が厚生省でもって考えられて、もうきまつて、これは実施が近くされるのだという、この新聞の報道につきましては、事実でありま

すか、いかがでありますか。
なお関連いたしまして、具体的に厚生省の方では、ふろ代の値上げの調査作業は一体どういうふう具体的にに進んでいるかということも、事務当局、楠本環境衛生部長から関連をして御答弁をしていただきたいと思

います。
○委員長(千葉信君) 待って下さい。奥君、関連してやって下さい。
○奥君 関連してやっておりますが、この法律で衛生を順守する、衛生措置をよくするということとをまあ名目にうたつてお

りますわけですが、今まで衛生措置のこととでいろいろ取締りの監督の人が回って歩いております。これは業者が一番き

らうところで、一番またおそれるところで、もううるさい人が行くから、一ぱい飲ませてしまわなきゃいかぬ、どこかへ連れ出そうとか、あるいは来るのだから早う掃除せよというふうなことで、業者としては連絡をとって、非常にこの衛生監督に対して、皆が衛生的な措置をしようという気よりも、監督されることがうるさい。で、またまいして

まおうというふうなことがずいぶんあつています。で、その人数も非常に少かつたわけですね、取締りの。この少い人がたまたま回ってくるの

をも、もう魚屋でも肉屋でもふろ屋でも、もうほんと、そういう取締りの人

が来るというところを一番きらつていました。それがこの法律の出る前後から大へん仲よしになりましたね、ぜひ一つ役所の力で取り締り、衛生をよ

くしてもらいたい。私その間のいきさつがわかつともわからないんです。ね、大臣はね、そのそういう民間の事情を存じてございませうか。非常に衛生監督に来ることをきらつていまし

て、むしろお客から、消費者からおこられて、そんなにハエがいて、お前のところ困るじゃないかと、もつときれいにしなければその魚買わぬぞと、い

ろんなことがあつたんです。それが急にこの法律を――業者がまあ厚生省と大へん仲よしになつて、厚生省の命令一下でわれわれはどんなにも衛生が

よくなるのだと言わねばつかりなんですね、そんなに今までの事情を存じかというところが一つ。それから一片の法律でそんなに衛生措置がよくなる

とお考えでございませうか、まずそれを伺いたい。

○山下義信君 議事進行。私の質問とちよつと違つてございませうので、先

に私の御答弁を願つて……。
○委員長(千葉信君) わかりました。
○国務大臣(神田博君) ただいま山下委員から、新聞に伝えられておるふろ屋料金の改訂は厚生省の案であるかど

うかという意味のお尋ねと承つたのでございませうが、これは私どもの作業は目下進行中中ございまして、あれは

そのものではないうというふうにはつきりとして申し上げておきたいと思

います。それからなお、その他の点につきましては、環境衛生部長から一つお

答えをさせたいと、かように御了承願います。

○委員長(千葉信君) 楠本君、もう時

間がありませうから簡潔に願います。

○政府委員(楠本正廣君) 目下資料の整備と、それから資料を検討いたしましてこの作業を進めておる段階でございまして、上げる、上げないは別とい

たしまして、できるだけ早く、かような作業は終りたい、目下せつ々く努力をしておるところでございませう。

○国務大臣(神田博君) 奥委員にお答えた。ただいまのお尋ねは、この食品関係の業者が非常にまあ衛生面において欠けるところがあつて、い

ろいろ厚生省の担当官において検査に行つておるさがつておつたと、ところ

が、最近それがまあ非常になれ合つたという、連絡がよくつておる

ような様子が見えるが、どうかというのでございませうが、私はこのだんだん

物が出て参つて参つて、競争が激しくなつて参つて参つて、結局この

需要家の気分と申しましうか、結局この需要の努力をいたしたいと、かように考へております。

○委員長(千葉信君) 御質問の途中でございませうが、本日日程の関係が

ありますので、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと思

います。……
○高田なほ子君 委員長、この程度の前

に、先ほど山下委員の質問に対して若干明確な欠点がありま

すから、一言だけお許し願ひたい。そうしてもう一つ資料の要求を

をさしていただきたい、発言をお許し願ひたいと述べ。

○委員長(千葉信君) 奥さん、いいです。――それじゃ高田君。

○高田なほ子君 ふう賃の値上げの問

題にからんでの御答弁は若干明確な欠点と思ふのです。調査中であるとい

うことは、はなはだ当りのよい御答弁のうに聞えますが、値上げをするとい

うことの前提に立つ調査と、最も科学的な適正な価格を設定しようとする調

査とはおのずからその前提が違つて

いると思ふのです。で、現在どうい

う調査をされているかわかりません

が、伝え聞くところによれば、浴場

者側では、すでに厚生大臣がその値上

げをすると言つたことに氣をよくし

て、かなりの値上げを前提としたよう

な動きが露骨に現れてきています。で

す。従つて、その調査中でありませう

いうのではなくして、ふう屋さんの方

のこの値上げの要求に押されるような

調査であるならば、そんなものは何に

もならないのです。なぜならば、この

石炭の値上げによつてふう賃を値上げ

したというが、今度石炭の値が下つた

ときに値下げをしてくれるかと消費者

側が言へば、そんなものはその石炭の

値下げとふう賃とは何のかかわりもな

いというふうな薄情な突っぱり方をし

ておるところから考へて、私は今度の

調査というものが、相当にその含みを

持つ調査であつてはならないと思

います。特にふう屋などは、またどこ

でも業者が勝手に作つてもいいという

ものじゃなく、ちゃんとあれはもう

制限地域のある商売だと私は承知して

おります。しかも赤字々々と言ひなが

ら、どんどんふう屋ができていくし、

高層耐火の実に堂々たるふう屋さんが

今作られつた。そういうものが一つ

の赤字だ、借金だというふうなこと

になつて、ふう屋は赤字があるという

ふうな、そういうことをもとにした調

査であるならば、そうしてそれがもたらなつてのこの料金の設定であるような調査の方法であるならば、これまた何をか言はんやです。私は調査の前提としては、しかるべく厚生大臣のふる賃上げというこの言葉を白紙に返されて、最も科学的な納得のいくような調査方法をあえて御要望申し上げるために発言をいたします。何かお答えいただけますか。

○委員長(千葉信君) 資料の要求も一緒に……

○高田なほ子君 資料の要求をもう一つさしていただきますが、これは先ほど提案者からお話のように、前の国会では自民党提出をされ、その提出をされた後、公正取引委員会は消費者の権利を守ろうといったような立場からの意見書を出しておられるわけですが、私はこの問題をずっと以前から実は関心を持っておつたので、古い当時の新聞を拝見しまして記憶に残っておりますが、この法案を審議する上において非常に重要な意見でありますから、公正取引委員会の意見があらいたならば資料として提出してもらいたいのです。これは新聞にも発表されたことでもありますから、当然資料としてあるだろうと思うのです。お願いいたします。

○委員長(千葉信君) 神田厚生大臣、何か答弁されますか。

○国務大臣(神田博君) ちょっと今の高田さんのお尋ねにお答えいたしたいと思ひます。

何か厚生省で今やっております調査がふる賃の値上げを前提とした調査をしておるのじゃないかという大へんまあ御心配があるようなお尋ねのように

ございましたが、決してそういう意味の調査ではないのでございまして、それからまた、料金の算定に当りましては、決して——石炭の占める割合が相当多いことは御承知の通りであります。燃料費だけを対象としてやります。これはございまして、各般の原価に織り込みますものを対象として調査いたしております。

それからまた、もう一つは、主婦連からもいろいろ原価についての調査の資料が参つておりますので、これらもむろん十分参考として調査を進めることにいたしております。そこで、諸般のすべてを対象として、しかも今度の調査は現行料金制度が、いろいろとこの前も申し上げたのでございまして、これは高田委員がおられなかったの、で今のお尋ねがあったと思ひますが、私そのとき自分の意見も加えて申し上げたのであります。

○委員長(千葉信君) 大臣簡略に……

○国務大臣(神田博君) たとえば、燃料だけの問題であるということなら、夏冬料金同じだということもおかしいことになるし、それからまた、おとな子供の問題も当を得ているかどうか、あるいは婦人の髪洗いの問題もどうするかといったようなことも、すべてにわたって根本的な調査をいたしていきたい。それからまた、減価償却の問題等についても、施設の関係とこれは一体をなすものでございまして、これらのものも十分考慮いたしたい、こういうことでございまして、決して値上げの陳情があつたからそれだけを基礎にしてやろうということではございませ

せん。すべての事情、すべての原価を

対象として、そして適正な判断をするに足る材料を得てそして考えたい、こういう意味でございまして、御了承を得たいと思ひます。

なお公取からの意見を聞いたかというところでございまして、これらは今のところ聞いておりませんが、資料等は政府委員からお答えさせることにいたしたいと思ひます。

○政府委員(橋本正康君) ただいま御指摘のございましたように、公取委員会から本法案に對しまして何か意見が出ておるといふことは、これはただいま大臣からも申し上げましたように、聞いておりませんし一向存じません。なお、当初、十分この法案は事務的に公取委員会と相談をいたしまして意見を聞いております。これはむろん、この程度のものであれば異議がないというところでございまして。

○山下義信君 議事進行について。ナだいま高田委員から御要求になりました公取委員会に関する資料がないというところならば、本案審議上非常に重大な関係がありますから、次回に、公取委員長をここに呼び願いたいということとを提案いたします。

○委員長(千葉信君) 了承いたしました。本案に對する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 速記を始めて下さい。

それでは次に、引揚者給付金等支給法案を議題といたします。御質疑を願います。なお、衆議院における修正点に對する質疑もあわせてお願いいたします。

○山下義信君 私は、本案に對しまする總理への御質問を申し上げます。

第一点は、この在外引揚者給付金等支給法案は、法律上の根拠はないが、政策的措置としてこの法案を提出したんだと、こういうことであります。政策的措置といふことになりまして、いかなる政策であるかといふことをお尋ねしなくちゃならぬのであります。なお、私がお尋ねしたいのは、戦争被害者に対する政策であるかといふことですが、戦争被害者対策といふ政策と申しますか、そういう観点からこの種の措置をおとりにしたことであらうかと思ふのであります。しかし、戦争被害者への対策といふことになりまして總理に伺わなければなりません。今日まで戦死者あるいは戦病者その他援護法関係者、その他、他の社会保障諸制度等によりまして、部分的には、また時期的にも次第順序がありまして、区々の対策は立てられましたけれども、いまだかつて歴代の内閣におきまして、戦争被害者に対する総合的政策といふものを立てられ、一貫した御方針のもとにその対策が実施されたといふことは私も知らないものであります。そのことを見ないものであります。そこで、今回引揚者給付金等支給法案、すなわち戦争の跡始末、広い意味における戦争被害者に対する対策といふ、そういう政策的観点からこの施策をなされたといふことになりまして、岸内閣におかれましては、今日まで歴代の内閣のな

されなかつた戦争被害者に対する総合的対策といふものを確立されて、これをお考えになるという御意思はないかどうかといふことであります。戦争被害者に對しまする、戦争の跡始末に對しまする施策としては、これでもう一切が終了したのであるかどうか。この点につきましては、衆議院でも御議論に相なつたようでありまして、本院におきまして重ねて伺わなくちゃなりません。まだあとに残つたものがあるのかどうか、これで打ち切るのかどうか。たとえば農地改革の補償の問題でありますとか、あるいは預金の問題、あるいは古い債券の問題、なお、私も非常に関心を持っております。動員学徒の措置の問題、あるいはまた、沖縄島民の玉碎者に對しまする援護法の措置の問題等もまだ未解決ではないかと私も考へるものであります。そういう点に對しまして、總理のこの戦争被害者対策に對しての御方針はどういう御方針を持っておられるかという点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(岸信介君) 戦争による被害者、これに對する対策、これを総合的にという御意見もあつたようでありまして、なかなかこの被害者といふ言葉は、広く言えば全國民ごとく被害者といふこともできましようし、なかなかこの範囲をきめましようとおきましても、そういう総合施策を立てるということはなかなか困難だらうと思ひます。今日までいろいろその程度に應じて、あるいは戦病者であるとか、戦没者の遺族等の援護法であるとか、あるいは恩給法の問題というやうな施策を講じて、逐次今日までやってきましたのであります。しかし、同時

されなかつた戦争被害者に対する総合的対策といふものを確立されて、これをお考えになるという御意思はないかどうかといふことであります。戦争被害者に對しまする、戦争の跡始末に對しまする施策としては、これでもう一切が終了したのであるかどうか。この点につきましては、衆議院でも御議論に相なつたようでありまして、本院におきまして重ねて伺わなくちゃなりません。まだあとに残つたものがあるのかどうか、これで打ち切るのかどうか。たとえば農地改革の補償の問題でありますとか、あるいは預金の問題、あるいは古い債券の問題、なお、私も非常に関心を持っております。動員学徒の措置の問題、あるいはまた、沖縄島民の玉碎者に對しまする援護法の措置の問題等もまだ未解決ではないかと私も考へるものであります。そういう点に對しまして、總理のこの戦争被害者対策に對しての御方針はどういう御方針を持っておられるかという点を伺いたいと思ひます。

に、それが年代的にも多少の相違がございまして、内容につきましても不均衡な点もあると思われまして、その是正について検討したいという考で、今回臨時恩給等調査会というのを設けたわけでございまして、これらの調査会におきまして、今までと違ってきましていろいろの措置について、不均衡な点も十分検討して、均衡が得られるようにしなければならぬと思ひますと同時に、この調査会におきましては、今御指摘がありました、勲員学徒に対する措置につきましても検討をしてもらうと考えております。で、引揚者等に対する措置につきましても、今回のこの措置をもって一応措置を終りたいというのが政府の考えでござい

ます。

○山下義信君 今私が触れましたことは、これは総理から御答弁をいただいたものでよろしいのでありますが、関連いたしまして厚生大臣からでもよろしいのでございまして、沖縄島民の玉砕者に対しては、援護法の措置はもうすでに実施は終了いたしましたか。承わるところによりますと、関係者から、玉砕をいたしました援護法の適用を受くべき者は約五万以上をこえるというところで、政府の方では、あるいは一万、二万という御調査のようでありまして、その間にお話し合いがまだ済まないというようにも聞いておりますが、すべて沖縄島民の犠牲者に対します援護法の措置は完了いたしておりますかどうかという点を、この際伺っておきたい。

○国務大臣（神田傳喜） お答えいたします。沖縄のたゞいまお尋ねのありました点は、現地に調査官も派遣いたした

ておりまして、大体大部分完了に近くなった、大半が完了している、こういうふうな実情になっております。

○山下義信君 大半完了いたしているということはどういう意味でござい

ますか、具体的に、その弔慰金の支給の対象等も決定して、それで逐次その弔慰金が支給されつつあるという意味でありますか。どういうことでありますか、具体的に。

○政府委員（田邊繁雄君） 沖縄におきま

身分が軍人であったか、軍属であった

かということに関連いたしまして数字が通つて参りますので、それをお知らせして参ります。作業は全部終了はしていません。先ほども申し上げました通り、軍人、軍属に關しましては、すでに先ほど申し上げました通り、本省において名簿を持っていますものはほとんど済んでおります。現地に於いて確認しなければならぬ分につきましては、漸次進行いたしましております。今年度からそういうふう

に人員を増強いたしましたので、相当進捗するものと期待し、また、一そう努力を重ねて参りたいと思ひます。

○山下義信君 沖縄島民が、一般のシ

ビアンである島民が、女学生や中学生等とともに突入して玉砕をした島民に対する弔慰金を、援護法の第三十四条の適用が済んでいるかどうかということについて、軍人軍属の明確な人たちに對する恩給法の適用は言までもないわけですが、それで一般の島民、一緒に全滅をした島民が現地に五万とか数万とかいう話でありまして、厚生省の方の調査が済んでいるのか、それに対する弔慰金の支給は済んでいるのか、どうなっているのかという

うことを伺っているのです。生存者に対する引揚げの給付金の支給を促進する

らないのですかと、こういうのです。

○政府委員（田邊繁雄君） 作業は全部終了はしていません。先ほども申し上げました通り、軍人軍属であつたか、戦闘参加者であつたかというところは、これは処遇において非常に違つておりますので、その点を確認することが非常に重要であると思ひます。しかもその資料は遺憾ながらないのであります。やむを得ない事情のもとにそういうことになつておるのであります。その点につきましましては、鋭意現地の関係当局と力を合せて、確認行為を急いでおる次第でござい

ます。できる限り今日まで續けておるつもりでござい

○山下義信君 少数の沖縄の島民が、この援護法による弔慰金のまだ支給を受けてないという人たちが、わずかな数であつてもこれは重大な問題であります。それが数万に及んでおりました、いまだにその支給の実施ができていないというところは、総理もそこでお聞きでありますから、これはぜひ早く一つ御決定になりまして、戦死者に準ずる被害者に対する措置でありますから、政府内部におきましても御勉強相なつて、これを御完了願わなければならぬと思ひます。

この際、私は総理に伺ひますが、今次戦役に動員された国民の総数、しかして戦死者、行方不明者、あるいは国内及び外地で空襲その他、戦闘関係で死亡いたしました戦闘員の数及び傷病者の数、これらにつきましまして、政府に

確たる御調査ができておりますかどうかということ伺ひます。また、これらの死者のうち、何らかの国からの措置を受けた者がどのくらいあるかということにつきましてもお示しを願ひたいのであります。

また、戦死者の寡婦、孤児等はどうか

なつておるかということについてお示しを願ひたいのであります。

これらの戦争犠牲者に対しましては

すみやかに解決をして、そうして生存者の引揚者に対する給付金等とあわせて、戦争被害者に対する跡始末を完了しなくちゃならぬのであります。それから、これらの点に對しまする政府の調査がどうなつておるかという点を承わりたいと思ひます。

私がこの点を特に総理に伺つて、今次戦役に対するこれらの被害者の総数を総理の口から御答弁いただきたいと思ひます。特に岸総理につきましましては、戦争犠牲者に対するこの跡始末については特段の御留意を願わなければならぬ筋合いがあると存じます。その点十分熱意をお持ちであると存じますので、この点を一つ御答弁を願ひたい。

また、現在問題になつておつて未解決になつております貴金屬、および七百萬円と言われておりますこの未処理のこれらの貴金屬の財源を戦争被害者に対しまする一切の跡始末の財源等にお考えになりますかどうかという点をあわせて伺ひたいと思ひます。

後外地で死亡した者等につきましても、当時の陸海軍省及び復員局並びに現在厚生省におきまして調査いたしております。一般国民の戦災による被害者につきましては、昭和二十四年、当時の経済安定本部で調査したものがございまして、その詳しい数字はあとで申し上げることにいたしたいと思います。

そうして戦死者遺族、戦傷病者あるいは未帰還者等の留守家族等に対しましては、御承知のように、恩給法、遺族援護法、留守家族援護等によりまして、扶助料、遺族年金、弔慰金、傷病恩給、傷害年金、傷害一時金、留守家族手当等の支給をいたし、また、療養の給付をいたして参っております。さらに、国鉄運賃の減免の措置や、あるいは遺児の育英のことも実施いたしておりますほか、母子福祉資金の貸付等、一般の社会保障制度の拡充にも努力して、これらの人々に対する処置を講じて参っております。

なお、戦時中の戦時災害による一般国民の被害に対しましては、当時戦時災害保護法によりまして、遺族給与金及び傷害給与金が支給されております。

以上申し上げましたように、戦争犠牲者に対しましては、重要施策としていろいろな方法、措置を講じてきておりますが、今後は、先ほど申し上げました、今回設置される臨時恩給等調査会におきましていろいろな不均衡等につきましても十分の審議をいたし、その結果によって、さらに措置を講じて参るといふほか、一般には社会保障制度の拡充強化によりまして、特にそういう災害を受けた人々の生活の安定や、

それらの人々に対する保護の方法を講じて参るようにならねばならぬ、こういうふうに考えております。

数字につきましては田邊局長から……

○政府委員(田邊鑑吉) 数字について申し上げます。軍人軍属で戦時中戦死または戦傷病死した者、及び戦後未復員中に外地で死亡された方々の総数は約百九十四万人、それからい

わゆる動員学徒、徴用工あるいは戦闘参加者という方々で、いわゆる軍属に準ずる者として戦時中戦死等でお亡くなりになった方々が約十万人、それから戦後外地で抑留等によって残留しておられる間に死亡した一般邦人の数は、死亡処理をした数が現在まで約二十万、なお、現在未帰還となっておりましては、ソ連、中央地域について約四万七千、この中には軍人軍属と一般邦人が入っております。次に、傷病者であります

が、軍人軍属で戦傷病によって、数症以上と申しますか、一定以上の不具廃疾の状態になっておられる方は約十二万、それから先ほどお話のございました、戦時中における一般の戦死死亡者等の数でございますが、かつて経済安定本部で調査したものがございまして、それが約三十三万、死亡者は約三十七万人、負傷及び行方不明者が約三十七万人。

それから今までのところだけの援護の実績をあげておられるかという御質問でございますが、まず遺族援護法による戦定の状況を示上げますと、遺族弔慰金の戦定件数は百八十八万五千件、それから遺族年金の戦定件数は百四十一万五千件、それから傷害年金等あるいは一時金が五万三千。それから軍人恩給

でございまして、公務扶助料の件数が百六十九万九千件、それから傷病恩給十二万三千件、なお、申し添えておきますが、遺族年金、傷害年金で戦定済みのものは軍人恩給復活以来、恩給に移行し得るものは大部分移行しております。遺族年金におきましては九割以上、傷害年金におきましては九割以上軍人恩給の方に移行しております。

○山下義信君 私はこの際、戦争被害者の、しかも死亡者等につきましても、しばしばわれわれもその数字等につきましては、機会あるごとに伺ったのであります。そこで總理とともに、今次戦役に動員せられた国民の総数果していかん、軍人として召集せられた者、あるいは徴用工その他で産業界に動員せられた者、広い意味で今次戦役にはそういう国家の強制力によってこの戦役に動員された者がどのくらいの数になったかということだけは、この席でお互いに確認をしておきたいことが必要であらうと存するのであります。今は法的の措置を受けた数字を御報告になったのであります。今、今次戦役に動員せられた軍人軍属、及び一般の国民が軍需工場等に徴用せられた、すなわち広い意味で動員法によって動員せられた者が増えたと、この国民の動員総数はおよそ幾ばくであるかという数字を一つ總理の口から御答弁をお願いしたい。

○國務大臣(岸信介君) 軍人軍属として召集された数は約一千万と聞いております。徴用工及び学徒動員等の数字はちよつとまだ明確にわかりません。総数はちよつと今わかりかねます。

○山下義信君 私はこの法律案に当りましては、政府の御用意を願ったつもりでございまして、この戦役に幾ばくの国民が動員をされ、幾ばくの国民が軍人と一般国民と犠牲を受けたかというこの総数は、常にわれわれは念頭を離れてはならぬと思う。その総数をえわからぬようなことではどうかと言わなければなりません。ことに軍需工場等に動員せられた、当時の俗にいう産業戦士として国家の強権で働いたそれらの総数は、当時の岸總理としてはその概数を御承知でなければならぬ、お忘れになったのかからぬ、私は十分それらにつきましても、大略の総数くらいはいつでも即座にお口に出るくらいに御留意を願いたいと思う。そういう総数がすぐここで大体のことが出ませんようでは、はなはだ私は遺憾に思ふ。

次に、伺いたいと思ひますのは、この法案の審議の過程におきまして、私は忌憚なく申し上げましたように、当初政府内部においてお取り上げになるときからいたしまして、自來この法案の提出に至りますまで、その所要資金あるいは内容等につきまして、私どもははなはだ納得しがたい節があると思ふのであります。それは金額等におきましてはもとよりのことであります。が、当時新聞紙上等に伝えているところによりまして、大蔵省は百五十億、ないし二百億くらいでなければならぬ。一方関係団体におきましてはそんなことでは承知がたいといつて、要求額が要請されておる。だんだん政府におかれましては、次第にその金額を三百億となし、三百五十億となし、四百億となし、最後には、三月五日でありますか、厚生大臣があつせんと言いますか、御尽力になって、そうして

りてございまして、この戦役に幾ばくの国民が動員をされ、幾ばくの国民が軍人と一般国民と犠牲を受けたかというこの総数は、常にわれわれは念頭を離れてはならぬと思う。その総数をえわからぬようなことではどうかと言わなければなりません。ことに軍需工場等に動員せられた、当時の俗にいう産業戦士として国家の強権で働いたそれらの総数は、当時の岸總理としてはその概数を御承知でなければならぬ、お忘れになったのかからぬ、私は十分それらにつきましても、大略の総数くらいはいつでも即座にお口に出るくらいに御留意を願いたいと思う。そういう総数がすぐここで大体のことが出ませんようでは、はなはだ私は遺憾に思ふ。

次に、伺いたいと思ひますのは、この法案の審議の過程におきまして、私は忌憚なく申し上げましたように、当初政府内部においてお取り上げになるときからいたしまして、自來この法案の提出に至りますまで、その所要資金あるいは内容等につきまして、私どもははなはだ納得しがたい節があると思ふのであります。それは金額等におきましてはもとよりのことであります。が、当時新聞紙上等に伝えているところによりまして、大蔵省は百五十億、ないし二百億くらいでなければならぬ。一方関係団体におきましてはそんなことでは承知がたいといつて、要求額が要請されておる。だんだん政府におかれましては、次第にその金額を三百億となし、三百五十億となし、四百億となし、最後には、三月五日でありますか、厚生大臣があつせんと言いますか、御尽力になって、そうして

岸總理以下、またあなたの方の自民党の六役と言いますか、党首幹部がお集まりになって今日の五百億の財源にしようというところに御決定になった。私はこの金額が漸次増額せられたということよりは、この過程において、政府当局あるいはその他の諸君がこの直接関係のある団体の人たちといわゆる直接取引と言いますか、いろいろによくお話し合いになるということは、私はこれはよほど注意をしないかやならぬことではないかと思ふ。勢力がある、圧力の加えることのできるそういう団体の要請に向つては、だんだんと政府がそれに追従していく、いわゆる押し

まくつていけば要求がだんだんと通つていくということ、私は政治のあり方としてははなはだ寒心にたえないと思ふ。出すべきであるならば、初めから五百億を出したらよろしいのであります。どういふわけでだんだんと金額が増大するか。しかもその過程においては、それらの団体と直接に政府が話をする。しからば政府に向つてあらゆる要求するものが、こういうやり方をすれば要求が通るのである。正しいことであつても、正直なものであつても、押しまくるということがなければ要求は通らぬのであるということに相なつては、私はこれは政治のあり方としてははなはだおもしろくない傾向ではないかと考へる。将来とも總理はこういうやり方を何ごとにもなさるというお考えでありますか。私はこの際世人が納得いたしませんから、世人が今回の支給法案につきましても、なかなか一部においては批判が高いのであります。それでまた、その政府と関係団体の交渉のあり方につきましても

岸總理以下、またあなたの方の自民党の六役と言いますか、党首幹部がお集まりになって今日の五百億の財源にしようというところに御決定になった。私はこの金額が漸次増額せられたということよりは、この過程において、政府当局あるいはその他の諸君がこの直接関係のある団体の人たちといわゆる直接取引と言いますか、いろいろによくお話し合いになるということは、私はこれはよほど注意をしないかやならぬことではないかと思ふ。勢力がある、圧力の加えることのできるそういう団体の要請に向つては、だんだんと政府がそれに追従していく、いわゆる押し

に關する調査の一環として、公共企業体等の仲裁裁定に關する件を議題にいたします。御質疑を願います。

○片岡文重君 私はこの際、総理大臣に對しまして、この公共企業体等の仲裁裁定に關連をいたしまして、「三、三お尋ねをいたしたいのであります。これからの——今日までもそうですが、期するに、労働者の協力がなくしてはとうていやっていけないと思ひます。労働者の協力を得るということ、は、やはり使用者側に対する労働者の信頼、少くとも不信の念を持たせるようなことがあつてはならない。お互いに信頼をされるためにはお互いが誠意をもつて紛争を解決し、紛争の起らないように協力をしていくべきであると考えておりますが、そのためには、やはり労働組合も今日までの運動に對して十分反省を願わなければならぬこともありましよう。政府においてもやはり真剣に謙虚な態度で反省を願わなければならぬかと考えております。特に政府は権力を持つておられるのですから、たとえば今次三十二年の四月一日からの賃金に關する紛争に對しての仲裁裁定をめぐつての紛争に對して、公労法違反その他の公法違反として、政府が今度大量のかつて見ない過酷な処罰をせられたようです。しかし、この大量の不当処罰をされるに當つては、その使用者側であり、また、監督者側である当局並びに政府においても、その処断を必要とする事態を惹起せしめるに至つた責任というものは十分に反省されてしかるべきであると思ひます。この委員会におきましても、官澤運輸大臣、平井郵政大臣、

並びに労働大臣等に對して、しばしば御質疑を申し上げましたが、私どもとしては、当然御反省あつてしかるべき事態であると考えておるにかかわらず、一言の反省のお言葉も聞くことができません。しかも今日までの過去を顧みて、そういう事態が初めてであつたかと言へば、労働者が政府を信頼することのできない事態は、数々のそういう政府が少しも謙虚な気持にならなればかりでなしに、端的に言へば、労働者を、いな労働組合というものを敵視しているようなやり方と、今までのたとへば誠意をもつて実行するという言葉をもち、少しも実行してこなかった仲裁裁定の取扱ひ等に對して惹起された不信が、今日のこの処断の原因をなしているとも考えられる。で、政府はそういう過去の歴史を考えることなしに、また、今日とつた処置等についても考えることなしに、ただ権力を振りかざして処断をして労働行政終り、こういう姿では、今後の労働組合、労働者の協力を得るなどということとはもちろんできないでしやうし、誠意をもつて話をするなどということとは、とうてい望み得べくもないと私は考えますが、今後一体政府はどういうふうにして、この健全な労働慣行を樹立するために、政府としての政策をお持ちになつておるか、もちろん労働組合の行動、運動方針等に對してとやかく言うべき筋合ひではありませんが、岸内閣の労働政策として今日見られるものは、ただ美しい言葉をもちて事をこまかして、しかも機会さえあれば処罰をする、こういう結果にしか私たちには見受けられない、しかし、政府としては、まさかそうではなからう——

そうではなからうと思ひますが、私たちがから見ればそうしか見えません。そこで、一つ岸内閣としては、どういう態度をもつて今後この労働組合、特に公労協関係、三公社五現業の諸君に對して臨まれようとするのか、広く日本の労働問題に對して研究をしてほしいのですが、特にこの三公社五現業の従事員諸君に對して、どういう労働行政をもつて臨まれようとするのか、まずその点をお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣（岸信介君） 御意見のように、この労働問題に對してお互いに信頼し、協力する關係がでないといふと、私は産業の発展もなければ、国の繁榮も期せられないと思ひます。こういう意味において、労使ともに十分に相手方の立場を十分に認識して、そうして民主的にすべてのことが解決されていくという労働慣行を作つていかなければならぬと思ひます。そのためには、政府はこの一般の私企業に對しましては、従来もその方針でありましたが、今後においてもそういう紛争であつても、争議であるといふものにはあつても介入をしない、そして労使の間におけるところの団体交渉やその他の方法によつて解決されることを私も期待をいたしております。ただ公企業体のものにつきましては、その事業が公共の福祉に關係するところがきつて大であり、従つて、その場合の争議、紛争等におきましても、労使いずれにも属せぬ国民大衆に非常な影響をもつことが大きい、こういう立場から、この労働組合につきましても、また、労働運動の方法につきましても、他の私企業とは違つて、この争議権につきましても制限があることも御承知の通りであります。従つて、それにかわるべきものとして、調停及び仲裁裁定という制度が第三者によつてされる。その場合においては、公企業体のこの企業当局並びに監督の地位にある、また、この公企業体が縛られておる予算の責任を持つておる政府に對して、これを誠意をもつておる仲裁裁定といふものを実現するといふことは根本でなければならぬと思ひます。

しかるに、従来その点につきましても、今御指摘のように、必ずしもそれが過去においてそれとやその通りの何かでできておつたかという点につきましても、特に労働者側からみると、非常に不満の点があつたと私は思ひます。今回のこの春闘に對しましては、私は政府の首魁といたしまして、現に野党の鈴木委員長とお目にかかつて仲裁裁定を申請し、仲裁裁定があれば、これを誠意をもつて実現する、これはただ単に、一応おさなりの何でなく、私としては完全実施することを努力する、表向きは、法制上そういうことをその當時言うことはできないけれども、私の真意はそこだといふところまで実は腹を打ちあけて、そしてそれを実は実施することにそれ以来努めて参つてきたわけでありまふ。同時に、やはり公企業体といふものの本質からいへば、また、過去の争議の場合におきましても、いわゆる実力行使といふ名のもとに行われることが、一般国民生活の上に非常な不便をもたらした、また、国民経済上も重大な影響を与えておるといふことで、すいぶん広く国民から批判を受けておるといふのにかんがみ

して、そういうことが起らないようにといふことを、今度の春闘に際しまして、私は再三再四、あらゆる方法で労働組合の側に反省を求め、この自衛を求めてきたのでございませう。しかるに、不幸にして実力行使の結果は、相當な国民に迷惑をかけたという現実が出て参りました。で、私は最初から、決して法をもつてただ処罰すれば、能事足れりとは考えていないけれども、ほんとうにそういうことを將來なくし、それから国民も十分納得して、そして公企業体を信頼する、公企業体における労働者の關係に對して信頼を持つといふためには、やはり違法行為、法規を逸脱しておるという者に對しては、これはやむを得ず処分して、そして將來を戒め、將來そういうことをなくするのだ、それでよく労働慣行ができて、そして國民がこれを信頼するといふふうな基礎として、まず前提として、法規はお互いに守る、いかなることがあつても守るという、この基礎を作ることが必要であると考えておるわけでありまして、もちろん今お話しがかりましたように、ただ政府は監督の立場にあり、また、法規を運用するといふことで、法規の適用なり、法規によつて厳罰に処せば、それで能事足れりとは考えておらないのでありまして、今申したような意味において、公企業体の特質を考えたつ、労働の間において協力し、そしていろいろな問題を、話し合ひによつてきめていくという、よい労働慣行を作るように、政府としてはあらゆる面から協力をしたいと、こういうふうにして思つております。

○片岡文重君 仲裁裁定を実施すると

いうことについて、予算措置を講ぜられたのは、その予算の内容の是非については別として、とにかく予算措置を講じられたということは、岸内閣が初めてでありました。しかし、その予算措置を講じた、だから仲裁裁定に従ったのだというところをおしやるようです。これは御記憶にもなっております。と思ひますが、昨年の、公労制度の時審議会で、そこで答申をされた審議会の答申を見ましても、給与については、企業当局の自主性を認めるようにすべきである。この答申に基いて、各公社の公労法というものは改正をされました。ところが、今度の修正予算の内容を見ますと、この企業当局の自主性を、わずかに使用できる予算範囲を、基準外賃金、基準内賃金と、固然と区別をして、その間の移流用を禁止する立場をとっております。これは明らかに仲裁裁定の本旨をじゅうりんとするばかりでなしに、この各公社の公労法を改正したその趣旨をじゅうりんとおられるのです。こういう措置をとっていいながら、なるほど仲裁裁定を重んじて予算の措置を講じた。そういうことで予算の措置を講じたと言っておきながら、その予算措置の内容というものは、その公労法というものを全くじゅうりんとしたやり方をとっておる。こういうことで、こういう詳しいことを知らない国民大衆は、岸内閣は法を尊重し、労働者のためにも善政を施しておる、にもかかわらず、組合はひとり実力行使にのみ狂奔しておる、こういうことになると思ひます。しかし、私たちがこの経過を承知し、その予算措置の内容を見ると、その真実が、今申し上げておる通りであるだけに、私たちとしては、ふんまんにたえない。こういうことは、しかし直接影響を受ける労働者諸君にとっては、必ずわかることです。わかつてくるからこそ、政府に対する信頼というものは、ますます薄らいでいきます。こういうやり方を今後もなおかつ続ければ、そういう意識をもつて善処すると言っておられたのでは、私たちとしては、その誠意という言葉を信ずるわけには参りません。私は今お尋ねしたその二つのうちの一つは、これから一体岸内閣は、この労働行政をどういうふうにしてやうていこうとされるのか、具体的に一つ御所見を披露していただきたい。この予算措置をとったと同じようなことをやうていられるのかどうか。そういう点についても一つ触れて言及していただきたいと思います。

○国務大臣(岸内閣) 仲裁裁定の内容は、御承知のように、その一項としては、予算範囲に千二百円を乗せることでございまして、それはそういう処置を講じております。ところが、いわゆる予算範囲と実行範囲との間に、相当大きな開きがある。一部におきましては、その開きをやみ給ふというような言葉です。これをいうようなものもできるほど、給与にこれは一つのギャップができておる。こういうことは、給与体制としておもしろくないから、これをなくするように努力しようというところも、仲裁裁定の趣旨でございまして、そういう意味において、決してこの基準内賃金と基準外賃金との移流用を絶対に禁止しておるというわけではございませんで、その場合において

は協議するということになっておりまして、従つて、そういう事態をなすべく将来大きく発生せしめない意図から出しておるわけでありまして。しかし、公企業といたしまして、一体公企業体の一面においてこの公企業体ができ上った趣旨から申しまして、これに自主性を認めていくということが一方においては必要であります。一方においては、やはり公企業体の性質上、予算というものに縛られる、予算の制約を受ける、この間において、どういふうにその間を調整するかというものが、この公労法の私は大きな一つの問題であると思ひます。現在の制度が最も妥当であり、これが唯一の方法とも考えません。従つて、その問題に關しては、十分一つ検討を将来加えて参りたいと思ひます。これは公労法そのものについての考えであります。それで労働関係につきましては、これは言うまでもなく、この労働問題につきましても、労使双方の話し合いということを中心として、それでもものが解決していく慣行を作っていくということが、私はすべての、この公企業体といわず、それから一般私企業といわず、これが中心をなさなければならぬ。これによつてこの労働者の生活も安定し、向上して、その能率もあがつて、使用者側との協力関係が一つ緊密になつて、そして産業が発達し、繁榮するといふふうな持つていかなければならぬのでありますから、そういう意味において、各般の労働制度につきましても、組合制度につきましても、あるいはその他の賃金制度につきましても、政府としては考究をして参りたい、かように考えております。

○岡田龍太郎君 私に總理に二、三の点について伺いたないのであります。まず第一に伺いたいのは、今も片岡委員の、今後の岸内閣の労働行政についてのお話がありました。私は一方から見れば、公社に自主的にあらゆる権限をまかしていききたいというのが、今まで労働大臣その他の大臣から聞きをしておるわけでありまして。そこで私は見ますに、その三公社五現業の労働者は、争議権というものを禁止されておる。片方には一切の経営の権限がまかされておつて、公労法というものができて、そしてそこで仲裁裁定という形の中で給与の問題が決定され、団体交渉というものによつて身分、労働条件の確定がされるというところであります。問題は、私はその今の法律だから従わなければならぬということをよくお聞きするのですけれども、現実的にこの三公社、五現業の労働関係を円滑に行ひ、そしてよき慣行を作つていくとすれば、何といつてもこの仲裁、最終的には仲裁というものに従うという形のもので双方の責任において行われるということ私は確立しなければならぬ、ところが、今の公労法の建前から見ると、予算上資金上云々というところで、公労法の三十五条を見ますと、明確にこの仲裁に従うということを書きながら、最後に予算上資金上というところで規制を受けている、こういうものの考え方を私はこの前の委員会でお尋ねしたところから、世界の中でインドだけがそういう制度をとっている、国際的には仲裁の概念というものは、尊重することになく、従うということが明確に確立しなければならぬと私は思うのであります。

す。そういうことが十六条と三十五条によつてしり抜けになっている。こういうものが今まで七回も仲裁裁定がたな上げされておる、実施されなかつた、今度の予算範囲と実行範囲の問題を見ますと、労働組合と当局とが明確に団体交渉で協定をいたしましたので、今度の裁定によつてさう引いていくというふうな格好、内容を見ると、将来この処理をするときおきながら、引いていくという問題が出てきているわけです。私はこの問題を追及するのではありませんけれども、労働行政の、労働者の職業権をとつたという立場からすれば、私はこの公労法の改正というものを現実的に仲裁裁定の概念に従うという形にされるのが労働行政のよき慣行を作る第一条件であらうと思ひます。その点について、まず第一に岸總理の御意見を伺いたい。

○国務大臣(岸内閣) 私は大体藤田委員の御見解と同じ考えを持っております。従つて、他の私企業の場合と違つて、それじゃ団体交渉してまともなかつたらどうなるかという最後のけじめとしては、最後の何として仲裁裁定だと思ひます。この制度があるのではありませんから、この制度で公平な第三者がこの仲裁裁定をしたことに対しては、政府も労使双方もみんなこれに服従するといふことで、それで争議の終末をつける問題だと思ひます。それでは、一体仲裁裁定というものの意義が私はないと思ひます。そういう意味において、私はこれはどんな困難があつても普通のイー・ジョー・ゴイーングではむずかしいことであつても、

特に政府としてはやらなければいかぬ
というのが私の今回の所信であり、そ
ういうふうな意味において処したので
ございまして、仲裁裁定の内容等につ
きまして、多少解釈上の見解を異にす
る点があることはなほ遺憾でありま
すけれども、私はそういう精神で完
全に実施するという意味で、実は将来
のよき慣行を作る上においてはそうし
なければいかぬ、それが出発点になる
という考えであります。公労法を直ち
に今改正して十六条をなくするかどうか
にかんしては、なお研究の余地が
あると思ひますけれども、それがあり
まして、私が今申すようなことの慣
行を作ることが将来の問題の基礎にな
る、こう思っております。

○藤田藤太郎君 私ほもう二点お伺い
しますが、もうおしまいですからし
ばらく……。〔だいたい時間が超過してい
る。〕と呼ぶ者あり
○委員長〔千葉信吾〕 私語を禁じま
す。

○藤田藤太郎君 今の公労法の三公社
五現業というのは、何といつても現業
だと思ふのです。そうなると、たとえ
ば林野庁の現業には、山できこりをし
ているような人が多い。たとえば郵政
の郵便屋さんがほとんどにそういう
形で、普通の一般の労働者の仕事と
ちつとも変らない仕事をしておられ
る、それに今の法では政治活動の制限
を行なっているわけです。ここにも禁
止事項としてありますけれども、この
際、私は関連して伺っておきたいのだ
が、こういう三公社五現業の、公社は
政治活動は一切許されているが、現業
の方に政治活動の制限がされていると
いうこと。現業庁として仕事は一般の

経営と同じ形で行われておるわけであ
ります。非常に不合理だと思ふ。岸総
理はこの点についてどういう考えをお
持ちになつておりますか、一つ聞き
たい。

○岡田大蔵大臣〔岸信介君〕 五現業につ
きましては、これは一体三公社五現業の
いわゆる公企業というものが一般の私
企業とは違つたものであり、また、三
公社五現業の間にも、政府が直接に經
営しておる事業と、公社という形態を
とつておるというこのために、やは
りすでにそこにおのずから私はいろ
ろな点において差異があると思ひま
す。従ひまして、私は今の五現業に
ついて、その仕事は現業であるがゆゑ
に、直ちに政治活動をこれに許すべ
きだといふ藤田委員の御意見に對しま
しては、私直ちにまだ御賛成を申し上げ
るわけにいかないものであります。

○藤田藤太郎君 最後にお聞きしてお
きたいのですが、これはもう根本的な
問題なんです。憲法論から発していけ
ば、二十八条の問題で、労働者に職業
権を与えるということになるのですけ
れども、三公社五現業の公共企業体で
すね、公共企業体に、民間の公共事業
でも一定の予告制限その他によつて、
労働法の関係で、残念ながら制限があ
るのですけれども、三公社五現業の勞
働者に職業権を与へ、今の民間の労働
法にも関係しておるような形で職業権
を与へて、そうして団体交渉と今の仲
裁の、岸総理が御返答になりましたよ
うな仲裁という問題が、民間では任意
仲裁になつております。私は調停あつ
せんという形で、職業権を認めるとい
う形が、私はやはり独立した企業にお
ける労働の關係の、職業権を与える

いうことが出発点でなからうか。私は
外国を見ましても、鉄道や郵便その他
に職業権が与えられてゐるということ
は、先進国はほとんど制限がないわけ
です。日本でこういうことがあるもの
だから、この際岸内閣はもう少し大き
く、広い目でこういう根本的な問題を
解決するお気持があるかどうか、ここ
のところをお聞きしたい。

○岡田大蔵大臣〔岸信介君〕 今回のこの春
閣に對するいろいろな各方面からの批
判の中に、今藤田委員のお話のよう
に、むしろ公企業体の労働組合にも職
業権を認めていつたらいいじゃないか
という御議論も私も拝見をいたしてお
ります。しかし、同時にこれは私は、
決して労働者諸君を敬視するとか何と
かということではございせんが、現
在の日本の労働組合の發達の段階にお
いて、こういう国民生活に非常に影響
の深い、影響の大きい問題について、
そういう職業権を認めて、果してしま
う国民が不安を感じずにいけるよう
になつてゐるかどうかという点につ
きましては、実は私まだ確信を持ってお
りません。理論的に言ふならば、今藤田
委員の言われたことは、一つの私は理
論的の何としてかは考えられる問題で
すが、しかし、日本の、これは國際的
の現実と言へますけれども、やはりそ
の國その國の國情にもよらなければな
らないと思ひますが、私は、まださつ
き申したような意味において、まずこ
の仲裁裁定に對して、それを完全に実
施する、それに服従するという慣行を
作り、そしてある程度によき労働關
係が、慣行ができるというようでない
と、今のところは、私はまだ確信に到
達し得ないものじゃないかと思ひ

ます。
○委員長〔千葉信吾〕 片岡君、時間の
關係がありますので、要旨を簡単に願
ひます。
○片岡文重君 簡単に伺ひます。せん
だつて労働大臣は、名古屋において、
本国会終了後に、内閣に公社制度審議
會を設置するということを述べておら
れます。この公社制度審議會を設ける
ということになりますれば、おそらく
公社の——今日の三公社の運営をどう
するかということにもなつてくるであ
りましょうし、必然的に公労法關係の
問題に觸れてくると思ふ。そこで、こ
の今岸内閣で考えになつておるこの
公社制度審議會というものの構想、そ
れからいつごろ発足するのか、どうい
う手續をもつて発足されるのか、特に
国会終了後にこの設置をなさんとされ
る意図、こういう点についてお示しを
いたしたい。

○岡田大蔵大臣〔岸信介君〕 まださうい
う公社制度審議會という一つのものを作
るということは、内閣としてはまださ
ういふことを決定もいたしてござい
ません。これは労働大臣の一つの構想と
して考へておることであらうと思ひま
す。まだ審議をいたしてございせん。
ただ私もしばしば委員会等において申
した通りであります。この公社
制度というもののについては、いわゆ
る經營の側における、さつきからも御
議論がありました自主性の問題である
とか、あるいは公企業体におけるこの
労働者と企業當局との關係であるとか、
予算等の關係であるとか、いろいろ
な点において私はやはり検討を要す
るという、また、今後検討して参りた
いということを申しておりますので、

その一つの構想として、労働大臣が
さういふ構想を持っておるのであらう
と思ひますが、内閣としてはまだきめ
ておりません。
○片岡文重君 労働大臣は内閣にこれ
を設置するということをお言つておられ
るのですから、当然閣内においてさう
いう相談がなされて、その上でのま
御発表だと思ふのです。特にこれは一
公社だけではなしにですね、この公社
制度全体に關する大きな影響を与える
ものである。その従業員によつても容
易ならざる問題です。従つて、もしそ
ういふ構想もないし、さういふ御相談
もなかつたということになれば、これ
は個人の考えを御発表になるのに別
にわれわれがどう言うわけには参
りませんけれども、少くとも責任ある
立場にある者が、内閣にさういふもの
を設けるのだといふことはさつきと
明言をしておる、さうして公労法の改
正をも並行してこれをやるのだと、こ
う述べておられるのですから、これは
閣内においてやはり何らかのことはあ
つたのではないかと私も考へられ
るのですけれども、さういふ点には全
然ないのですか。（岡田大蔵大臣松浦周太
郎君の關係ですから、私がお答え
します。〕と述ぶ。

○委員長〔千葉信吾〕 ちょっと……ま
だ發言を許してございせん。
○片岡文重君 それともう一つ——私
は岸総理大臣にお伺ひしております。
そして今今ところその内容等につ
いてお考えを持っておられないとする
ならば、将来——近い将来においてこ
れに類似するようなものを作らうとお
考へに——組閣後です——なつたのか
どうか、さういふ点をお尋ねしたいと

その一つの構想として、労働大臣が
さういふ構想を持っておるのであらう
と思ひますが、内閣としてはまだきめ
ておりません。
○片岡文重君 労働大臣は内閣にこれ
を設置するということをお言つておられ
るのですから、当然閣内においてさう
いう相談がなされて、その上でのま
御発表だと思ふのです。特にこれは一
公社だけではなしにですね、この公社
制度全体に關する大きな影響を与える
ものである。その従業員によつても容
易ならざる問題です。従つて、もしそ
ういふ構想もないし、さういふ御相談
もなかつたということになれば、これ
は個人の考えを御発表になるのに別
にわれわれがどう言うわけには参
りませんけれども、少くとも責任ある
立場にある者が、内閣にさういふもの
を設けるのだといふことはさつきと
明言をしておる、さうして公労法の改
正をも並行してこれをやるのだと、こ
う述べておられるのですから、これは
閣内においてやはり何らかのことはあ
つたのではないかと私も考へられ
るのですけれども、さういふ点には全
然ないのですか。（岡田大蔵大臣松浦周太
郎君の關係ですから、私がお答え
します。〕と述ぶ。
○委員長〔千葉信吾〕 ちょっと……ま
だ發言を許してございせん。
○片岡文重君 それともう一つ——私
は岸総理大臣にお伺ひしております。
そして今今ところその内容等につ
いてお考えを持っておられないとする
ならば、将来——近い将来においてこ
れに類似するようなものを作らうとお
考へに——組閣後です——なつたのか
どうか、さういふ点をお尋ねしたいと

思う。

○國務大臣(岸信介君) そういう具体的構想につきましては、閣内において——これはまあ労働大臣に聞いていただかなければなりませんが、他の国務大臣に何か話をしたかどうか知りませんけれども、内閣としてそういうことを取り上げて話し合いをしたという事実はございません。また、岸内閣ができましたから以来今日まで、そういう具体的構想につきましてはまだ何ら触れておりませんが、ただ先ほど来申すように、私自身としても、全体的に公社制度というものを検討してみたい、また、検討してみなくちゃならぬじゃないかという考えは持っております。

○委員長(千葉信君) 約束の時間が来ましたので、岸総理大臣の退席を認めます。

質疑を続行いたします。質疑のある方は順次発言を願います。

○藤田藤太郎君 労働大臣にお尋ねしたいんですが、まず第一に今の経理のおっしゃったことと労働大臣の発言の関係を一つ大臣にお伺いしたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 大体経理がお答えになったので、私は申し上げる必要はないと思います。

○藤田藤太郎君 労働大臣は、新聞で公社制度をやるといふことを発表されたんじゃないですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 完全に国会終了後にそういうことを内閣に作る私は申し上げておりません。そういうものをやる必要はあるだろうと、それで大いに検討する必要があるだろう、ただ公労法だけを変えるという考えは持っていない、公社法をまず先に検討すべきである。それと見合せてやはり考

える必要がある。また、先ほどお話があったようにですね、そういうことをするということは多数の勤労者が心配するということのような方面に及ぶものではなくて、お互いによりよき労働慣行なり、よりよき経営の体制を作り上げようということ、かえってそれができることの方がみんなが喜ぶ方向に行くのでなければ改善にはならないと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は今岸総理の御答弁を聞いておりました。で、岸内閣はまず貧乏をなくするということを言われた。で、今の御答弁を聞いてみると、いかに、労働の間の仲裁の問題一つを取り上げてみても、これを実施するということを建前にしなければならぬ、法律改正についてはなかなか明確に今法律改正の問題まで踏み込まれない状態にありまして、私はそういうこの閣内において労働行政という問題については、いろいろの角度からこのままでいかどうかという御議論が私はあるものだと思つてゐる。ところが、労働行政のほんとうの責任者であります労働大臣は、まあ今日たとえばこの公社ばかりじゃございせんけれども、労働基準法違反というような問題がたゞさん私は世の中にあると思うのです。で私は第一に、この問題を取り上げようとしたら、私はやはり法を守るという立場からこれほど違反の大きいものはない。法を守るとするならば、労働基準監督官をたゞさん置いで、そうして厳正に法を守る立場から監督をするということ、これが私は労働行政の根本であらう。片方には法を守れ守れと、法を守らぬ者は厳正に処罰すると言いがら、基準法の違反件

数を見ても、これは私は国際的に何十万件という基準法の違反案件なんかは恥しくて外国には知らせられないという状態じゃなからうかと思ふ。そういうことはほつておいて、そうして片方には労働者には弾圧することだけはなかなかせつせとおやりになる。このところがなかなか私にはわからない。だから、まず基準法のたゞさんの違反案件をどう処理しようとお考えになるか、ここから聞きたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) これは藤田さんもよく御存じの上にただ理論としてお聞きになることはよくわかつております。日本の労働基準法ができたのは戦後の情勢であつて、日本の産業というものの出発点は大体中小企業を中心であります。しかしながら、大企業においては大体基準法は守られておるものと確信をいたしておいます。多少の例外はあるかと思ひますが、守られていないのは中小企業であります。

今中小企業が基準法の通りに右ならえに全部これをやりましたならば、日本の産業経済はどうなるでしょうか。私はそこを考慮するものでありますから、われわれといたしては、この現在の基準法というものを研究いたしております。臨時基準法調査会というものを作りまして、それによつていろいろ研究いたしておりますが、まだこれをどう改正するといふところまで結論は出ておりません。従つて、その結論が出て各企業に適用する基準法がでるまでは、これは摘発主義をとり、いづゆるこの誘導主義と言いますか、協力主義と言ふか、合理主義と言ふか、一日でも早くこの基準法に

照らして違反の出ないような方向に私もはもつていきたいと思つておるのではありません。この一つの違反もないということは申し上げません。ただそういう日本のような現状において、基準法が一律一体にできておる、中小企業がこれに準拠していくならば、経営がでないというものを大目に見て、摘発主義をとらずに現在のような方法をとつていくよりも、摘発主義をとつていふと、多量に罰金を出すことがいいか、そのことの違反と公共企業体の勤労者が汽車をとめて、かような迷惑を多数国民にかけたものと同じに考へべきものであるかどうかというところは一つ御判断にまかせたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は同じであるとかないとかいふ議論をしていくわけじゃない。その法を守れ、法を守らなければ処断をすると言いがら、片方の方は中小企業はみなつづけてしまつて、私はたとえ今日最低賃金の問題が非常に国民世論の中で高まつてゐる。これは最低生活保障という、貧乏をなくする第一の方策だと私は思うのです。労働大臣も、厚生大臣も、ほんとうに困難な生活をしてゐる人がたゞさんあるということを認めておられる。それなら、労働大臣が今のような答弁をされるなら、なぜ政府としては、それじゃ中小企業を助成、保護育成していく方策を積極的におやりにならないのか、そういう問題が、いわゆる投機資の問題を見てもなかなかわれわれの納得するようないふ動きをしていない。それで今のようないふ状態をほつたらかすといふこと、摘発主義をとらないで何とかやつていくんだと、何とか条件が備

わつていくんだと言われま

すけれども、實際政策的にそういうことを内閣としておやりになつてゐるのかどうか、私は非常に疑問に思ふのです。だから、私は貧乏をなくし、ほんとうに労働のよき慣行を作つていこうという問題の一つとして、こういう問題は私は十分に、深刻に考へていたで

きたと思ふのです。それでお尋ねしているわけですが、しかし、今のようないふことになつて、たとえば経済的な面から、それじゃ中小企業を守つていく、そういう形の強い政府の政策的な意思がなければ、この問題はいつまでたつてもふえるばかりで解消する問題じゃないと思ふのですが、今の答弁だけ聞いてみると非常に残念に私はその点を感じます。だから私は、これとこれは同じとか何とかいふ議論をいたしているのじゃありませんけれども、片一方においては非常に強い力で弾圧を……、法を守れ守れと言われま

すけれども、私は何も法を破つたとは思つておりません。実際に国民にあつたような結果においては御迷惑をかけたといふことについては、私自身としてもそれは考へるところはたゞさんあります。しかし、あれを振り返つて見ると、今議論の中心になつておりますように、きのうの委員会、運輸大臣に対する質疑の中にあつたように、たとえ二十三日の問題にいたしましても、それじゃ労働者が悪いのだ、私はそんなことは言えないと思ふのです。そういう状態に今度の問題は動いてい

ると思ふのです。だから労働大臣もそれだけばかりおやりになるのなら、そういう問題は総合的に考へて、岸内閣の政策として貧乏をなくする方針を立てていただきたいといふこ

とを私は申し上げたいのです。だから、その点について御意見があらましたらお聞かせいただきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 貧乏をなくすることは当然なことであり、その貧乏をなくすることはいろいろな面があり、それは、やはり産業経済の発展をさせる、日本経済を発展させる以外に道はないと思うのです。それについて中小企業をほったらかしたじやないかと言われますけれども、日本の財政経済の許す範囲内において、本年も二百七十億以上のものをふやまして、大体千百億の国家融資、投資を中小企業にいたします。それくらいのものでは問題にならない現状なんです。けれども、それ以上急激にふやすことはできない財政状態でありまして、漸次年次を追うて、一方においてはそういう援助政策をやることも、他面においては中小企業団体が共同防衛の線において大企業に圧迫されないような組織も考えつつ、これはどうしてもそれはやっていかなければならないと思うのです。それをやっていかなければ、片一方だけかけ声かけでもできないと思うのです。そうして中小企業が安定の域に達しましたならば、従って、給与も十分払うことが出来るし、それだけの収益があるのに私わぬというのは悪いのですから、私は現在私えと言つても私えないのが現状だと思ふのです。最近における貿易の状況は、楽観の語もございますけれども、なかなかそうでもない。その中に競争してやっているのですから、事実調べてみると、お話のようなこの一律一体の八千円の最低賃金がやれるかどうかということは実際に調べてみた

らわかんと思うのです。でありますから、われわれはまず業者間の自主的な協定賃金を作つて、それで地ならしをまずして、それでその次に法律ができて、最低賃金を実施実施する場合においては、社会通念においても、また、それぞれの生活面においても、経営の面においても今まで四千円なり、四千五百円しか払つておらなかつたものが八千円なり、八千五百円払えるということにするためには、やはり二年なり、三年なり経営改善に対する考え方を直していかなければならぬ。たとえ賃賃が多くなつておつたものを運賃が安く上るような方法を考へる、あるいは経営費が多くなつておつたものを、それを集約して多くかからぬようにする、それでコストを同じようにして勤労者の賃金を多くするという方向にいかなければ、暴利をむさぼつていて、今日の中小企業が安い賃金を払っているのじやないのですから、そこを直すようにわれわれは努力いたしております。

○委員(千葉信君) 宮澤、平井両大臣も御出席中ですから、あわせて御質問を願ひます。

○藤田藤太郎君 私はいまあきようは公労法の問題が中心ですから、少しまだ質疑を行いたいと思うのですが、これはまあ一応あらためてやりたいと思うのです、この問題は。

そこで、私は運輸大臣にお聞きをしたいと思ふのです。私は今の公社の状況、これを日本国有鉄道法というやつをずっと見てみまして、公労法と対比して今の現状というものをしているわけがございまして、そこで、私はその国有鉄道というものが、今の設備、従業

員が、国の動脈、産業経済の動脈である交通機関をまかなつていふということ、は非常に高度な神経と能力、それから経験、努力というものが私は必要とされていると思ひます。そこでその困難な——まあ困難という表現は別として、その中で努力をして、たとえば国鉄の輸送増強というよな問題をこころで漸次上げていくという、それは四十万幾らかの国鉄従業員が一体となつて輸送増強その他をやつていかれることだと思ふのです。で、それはまた国民の要求するところであり、働いてい人もそれだけの熱意を私は持つていふと思う。そういう中で漸次その業績が上つていくという問題が出てきた場合に、今のこの公務員と、三公社五現業という格好がその業績という関係において、私は独立した業績というものの関係において、給与の面が考慮されていぬのじやないかという気がするのです。これは電電公社にも、個々の企業体において言えることだと思ふのです。そういう場合に、その事業の業績によつて給与をきめていくといふ、これまた業績に応じて給与を上げていくといふものの考え方、私はそういう考え方立つのですけれども、運輸大臣はどういうお考えに立つておられるか、それを伺ひます。

○国務大臣(宮澤重吉君) その給与の問題ですが、戦前におきまして割合に今のような労働組合の運動というか、まあそれに縛られない自由な時代です、ね、昔の——におきましては、自然と国鉄のような、割合に危険な——重労働という部分に入るかも知れませんが、非常な深夜作業をやり、現在御承知の通り、年々百数十人の死者を出してい

る、これはもうほかの企業にはないことであります。ひどいときには二百人から出ております。作業の上からくる死亡、傷害を受けて死者となる、こういう仕事は自然とやはり給与の差というものがあつたのであります。戦後になりました、生活権の擁護といふか、画一的な運動が起つてきた点からして、労働者の待遇というものが下の線においては一定になつてきていると、こういうような場合です。それから、たとえば私は他の公社の事業と国鉄のこういう仕事とは給与に差があつていいと思うのであります。しかしながら、また国鉄の仕事のうちでも、他の公社と同じように、そんなに給与を別にしなくてもいい仕事もあるのです。ですから、国鉄の作業のうちには、ですから、給与という問題が一応今日が適當であるかどうか、さらに問題ですが、これは日本の経済全体、日本の経済力というものの持つ国民生活に対する給与の問題から出発しなければならぬと、国鉄と他の公共企業体との比較ばかりでなく、他の企業体内部においても、国鉄内部においても、私は職域、技術もしくは作業において相当な等差をつけていかなければならぬように思ふ。んなつてくるのじやないか、こういうように私は考へております。

○藤田藤太郎君 そこで私は、要するに、運輸大臣が今そういうお考えで、私がこの仲裁裁定をめぐつて一番やはり疑問に思つてゐるのは、もう何回も大臣は御返答なされたと思うのですが、組合と当局とがおのおのの独立した採算によつて企業の中で努力してきたことを、何か勝手に政府が処理をされ

るところ、これはもうほかの企業にはないこの問題でもあるわけですから、むしろ運輸大臣の立場から言へば、これだけの苦勞をされているんだから、今度の業績手当は一般の標準の給与のほかに、裁定が出たのですから何ですけれども、つけてやるくらいのは私は指導があつてしかるべきだと思ふ。それにいかにも賃金を安く切り下げるかどうかというよな立場から今度の問題に取り組んでおられるような気がしてならないのです。だから私は、今の運輸大臣の言われたような気持というものを十分に私は国鉄の今後の業務ですね、それから経営に生かしていくように指導をしてもいいと思ふのです。それだけ私は大臣にお願いしておきます。

今の運輸大臣にお尋ねしたことと同じことを郵政大臣にも聞きたいのです。前段の問題……

○国務大臣(平井太郎君) ただいま運輸大臣からお話ございましたので大体事は尽きておるのでございしますが、私といたしましては、やはり先ほど運輸大臣がお話申し上げた通りに、当然企業体でございします。で、業績があつたということになり、また、その努力の結果が現れたというときにございまして、これはもう当然何かそれに対して報いなければならぬ、これはもう世の常でございまして、また、これなくしては働く意欲がないのであります。そこで、私の考えといたしましては、今各企業体には弾力条項という条項を認めております。これを用いて大いに業績手当も出すし、賞与も出して、いこうという大きな思いやりもあるでございします。それで、われわれこれに担当しておるもの

といましては、これの運営の妙を一つ大いに發揮いたしまして、今後労働者各位に対して十分の思いやりをもつて臨んでいくことにおいて、他の私企業その他と比較均衡もとれて、運営の全きを得ると、かように存じます。

○委員長(千葉信孝) 労働大臣まことにやむを得ない御用事もあるようですから、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信孝) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十五分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願(第一九一〇号)(第二二一八号)(第二二〇九号)(第二二二三号)(第二二二四号)(第二二二五号)(第二二二六号)(第二二二七号)
- 一、養老年金制度に関する請願(第一九二二号)(第二〇一七号)(第二〇四一〇号)(第二〇五五五号)(第二〇五五五号)(第二〇七五五号)(第二〇七五五号)(第二〇七五五号)(第二〇七五五号)
- 一、生活保護法の医療扶助費支払促進に関する請願(第二〇〇八号)
- 一、保健婦助産婦看護婦法改正反対に関する請願(第二〇〇九号)(第二〇一四号)
- 一、簡易上水道事業の決定促進に関する請願(第二〇一四号)

する請願(第二〇三二一八号)

一、財団法人労働科学研究助成に関する請願(第二〇七四号)

一、生活保護法の最低生活費地域基準是正に関する請願(第二〇七八号)

一、特殊漁船船員の職没遺家族援護に関する請願(第二〇七九号)

一、東京都内の浮浪者の環境整備に関する請願(第二〇九一〇号)

一、国民健康保険事業の保健婦養成費国庫補助増額に関する請願(第二〇九四号)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定反対に関する請願(第二二一四号)

第一九一〇号 昭和三十三年五月二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 山梨県大月市大月町山梨県美容師協同組合連合会会長 前田雪子

紹介議員 廣瀬 久忠君

国民の保健衛生に至大の關係を持つ環境衛生関係の理髪業、美容業、公衆浴場業、興業場業及びクリーニング業等は、それぞれ業種別単行法が制定され、各般衛生措置の完べきを期しているにもかかわらず、その保護助長が全く講ぜられていないため、最近各業種とも激増の一途をたどり過度の競争に陥り、非合法的な不健全経営の営業者が続出し、まや正常な営業者はその圧迫を受けている状態であり、わが国公衆衛生の維持増進は阻害されているから、すみやかにこれら営業者の経営の適正化を図る法の制定を期せられたいとの請願。

第二〇一八号 昭和三十三年五月六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 栃木市港町一ノ九九 栃木県食肉商組合連合会内 衛生課三六六名

紹介議員 佐藤清一郎君

環境衛生関係の運営の適正化に関する法律案は四月二十七日衆議院において可決されたが、この法律案は業界の衛生向上にきわめて必要であるから、今次国会ですみやかに審議せられたいとの請願。

第二〇九〇号 昭和三十三年五月九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷五ノ九九一東京都理容師協同組合内 大川清

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一九一〇号と同じである。

第二二二三号 昭和三十三年五月十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 福岡市雁林町二七 大坪勝外千四百九十九名

紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二四号 昭和三十三年五月十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

する法律制定促進に関する請願

請願者 福岡市雁林町二七福岡県理容師会連合会内 木下良市外千四百九十九名

紹介議員 常岡 一郎君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二五号 昭和三十三年五月十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 福岡市雁林町二七福岡県理容師会連合会内 碓井種美外千四百九十九名

紹介議員 西田 隆男君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二六号 昭和三十三年五月十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

請願者 福岡市雁林町二七福岡県理容師会連合会内 今村重太外千四百九十九名

紹介議員 堀木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第二二二七号 昭和三十三年五月十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定促進に関する請願

渡辺治身外千四百九十九名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第一九九二号 昭和三十三年五月二日受理

養老年金制度に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡笠間町大字日沢 福田善太郎 外二十九名

紹介議員 郡 祐一君

七十才以上の高齢者は、間接には明治維新以来の国家の功勞者であり、長年月にわたつて心身の健康に留意し、あらゆる困難を克服して家業を興し、家族制度に依存し安心立命をここに求めてきたのであるが、たまたま敗戦の變き目に直面し、家族制度の破壊、農地開放、貨幣価値の低下等により物的心的の大犧牲を払われ、長子依存の道も断たれて孤獨と老衰をかこつてい

る老人が少なくない実状であるから、今後を期する年金制度とは別に、臨時措置法としてすみやかに養老年金制度を實現せられたいとの請願。

第二〇一七号 昭和三十三年五月六日受理

養老年金制度に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉本町一八三二 鈴木七郎外二十九名

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇四一〇号 昭和三十三年五月

七日受理

養老年金制度に関する請願
請願者 東京都渋谷区元広尾町
一九 原宗吉外七十名

紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇五五号 昭和三十三年五月七日受理

養老年金制度に関する請願
請願者 長野県下水郡豊田村
神田直治外百三十四名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇五六号 昭和三十三年五月七日受理

養老年金制度に関する請願
請願者 神奈川県平塚市一、九
二二 森脇鹿蔵外二十
九名

紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇七五号 昭和三十三年五月八日受理

養老年金制度に関する請願
請願者 東京都大田区田園調布
一ノ一九ノ八 森金作

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇七六号 昭和三十三年五月八日受理

養老年金制度に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡笠間町
一、四五七 市毛敏三
外二十九名

紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇七七号 昭和三十三年五月八日受理

養老年金制度に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木本
町七四三 山本敏蔵外
二十九名

紹介議員 山下 義信君
この請願の趣旨は、第一九九二号と同じである。

第二〇〇八号 昭和三十三年五月四日受理

生活保護法の医療扶助費支払促進に関する請願
請願者 東京都中野区宮園通り
四ノ七社団法人日本結
核療養所協理理事長
田沢敏二

紹介議員 中山 壽彦君 勝俣 稔君
生活保護法の入院料は、元来生活扶助料と同一に扱われるべきものであるにもかかわらず、当局の一方的解釈により医療扶助費は約二箇月遅れて支給されることになっているが、支払手続等の関係上さらに遅れている実情の上、健康保険の支払も遅れているため、多くの生活保護患者を収容している結核療養施設は無理な金策をして診療と給食をしなければならぬこととなり、むだな金利を附加されていることは経営に

困難を増しているから、医療扶助費の支払を生活扶助料に前渡しし、請求と同時に支払うよう取り計らわれたとの請願。

第二〇〇九号 昭和三十三年五月四日受理

保健婦助産婦看護法改正反対に関する請願
請願者 大阪府高槻市佐原九
四三大阪武山赤十字病
院内 森乙女

紹介議員 中村 正雄君
世界各國に比して著しく劣っていた日本の看護制度も戦後飛躍的に改正され、ようやく教育内容の充実水準の向上などその実はずりつつあるが、最近日本医師会では現行保健婦助産婦看護法を改訂して、現在の看護婦の標準を現行の看護婦の水準におさえ、さらに看護婦より教育内容の看護婦を大量養成して、これを一般医師が見習看護婦として家事労働者をも兼ねさせながら安易に自家営業を行おうと企図していることは、看護婦を従弟制度化した婦人の地位を低下させるものであるはもろろん、保健衛生上の重大問題であるから、これらの看護制度改訂を阻止せられたいとの請願。

第二〇一四号 昭和三十三年五月六日受理

保健婦助産婦看護法改正反対に関する請願
請願者 大阪府南河内郡南大阪
町大阪府立羽曳野病院
内 坂田幸子

紹介議員 樺 繁夫君
この請願の趣旨は、第二〇〇九号と同じである。

第二〇三二号 昭和三十三年五月七日受理

簡易上水道事業の決定促進に関する請願
請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 島村 軍次君
簡易上水道事業は、国民生活上喫緊の急務としてその事業促進が切望されているところであるが、事実は他の事業に比し最終的決定が遅れがちで、事業決定は年度後半に持ち越され、予算措置、事業着手上の不利不便はもろろんであるから、今回上水道が厚生省管轄となつたのを機会に、水道事業の年度内前半早期決定につき特段の配慮をせられたいとの請願。

第二〇七四号 昭和三十三年五月八日受理

財団法人労働科学研究助成に関する請願
請願者 東京都世田谷区祖師谷
二丁目財団法人労働科
学研究内 大原健一
郎外二十一名

紹介議員 赤松 常子君
企業経営を合理化し、労働諸条件を適正ならしめ、もつて生産性の向上を図り産業の発展を期するためには一面において生産並びに経営に関する経済学的及び生産工学的研究を進めると同時に技術及び労働の方法条件に關して働く人間の面からの科学的な研究を進め、それらの結果を裏支えとした基礎の上に生産及び労働の諸施策が行われるこ

とが必要である。財団法人労働科学研究所は創立以来三十有余年、これらの目的を達成させるべく努力を続けているものの遺憾ながら現下の経済情勢のもとでは、その経営にははた困難が多く、本来の使命を十分に果たし得ない実情であるから、本研究に対し助成措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇七八号 昭和三十三年五月八日受理

生活保護法の最低生活費級地基準は正に関する請願
請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 近藤 鶴代君
生活保護法における最低生活費の基準は、市部が三級、町が四級、村が五級と定められているが、昭和二十九年三月一日社会局長通知により、町村合併がほとんど完了の今日もなお従来の基準のままにすえおかれて、種々の不合理を生じているから、この生活保護法の最低生活費級地基準を実情に即して改正せられたいとの請願。

第二〇七九号 昭和三十三年五月八日受理

特殊漁船船員の職没遺家族援護に関する請願
請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫

紹介議員 近藤 鶴代君
戦後十一年、軍人軍属の遺家族援護については、逐次補償制度が確立整備せられていくのに、戦争犠牲者と認められるべき特殊漁船船員の職没遺家族のみが何らの援護措置を講じられない実情である。しかるに戦時中における船

船運営会所屬船員の戦没遺家族に対し
ては既に軍属としての補償が実施せら
れていることは、はなはだ不均衡の措
置といわなければならないから、戦争
中の特殊漁船船員の実情を十分調査の
上、これら船員の戦没者遺家族に対
し、適切な援護措置を講ぜられたいと
の請願。

第二〇九一号 昭和三十二年五月
九日受理

東京都内の浮浪者の環境整備に関する
請願

請願者 東京都品川区平塚町一
ノ五二三日本精神作興
連盟内 東朝来外一名
紹介議員 林田 正治君

東京都内には現在住むに家のない浮浪
者が約六千名あり、ベタ屋として早朝
から深夜にわたつて疲れば路傍に横
たわつて休むというみじめな状態で働
いているが、これは人道に照してきな
い問題であり、わずかに三億円の低利の
融資によつて、都内における資源回収
事業建場業者の施設を逐次改造してこ
れらの人々を収容すれば該浮浪者は完
全に解消し、資源の回収に従事させれ
ば資源の回収も徹底し都内清掃にも寄
与し国益増進ともなるから、本件につ
いて審議の上浮浪者解消対策を講ぜら
れたいとの請願。

第二〇九四号 昭和三十二年五月
九日受理

国民健康保険事業の保健婦養成費国庫
補助増額に関する請願

請願者 東京都新宿区原町三ノ
八七日本看護協会内
林塩外一名

紹介議員 山本 經勝君
国民保険事業の妙味は予防と治療との
総合的運営にあるから、今後ますます
保健指導を徹底するため保健婦の養成
および資質の向上を一層強化すること
が必要であるから、(一)国民健康保険
事業に従事する保健婦に対する国庫補
助の単価を引きあげる、(二)保健婦に
対する国庫補助率を二分の一に引き上
げる措置を講ぜられたいとの請願。

第二一一四号 昭和三十二年五月
十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律制定反対に関する請願
請願者 東京都千代田区神田神
保町一ノ二〇全国消費
者団体連絡会内 中林
貞男

紹介議員 奥 むめお君
前国会から継続審議されていた「環境
衛生関係営業の適正化に関する法律
案」については、消費者の立場として
日常生活にきわめて重要な影響を及ぼ
す法律案であると考え、(一)現行の中
小企業等協同組合法による組合の自主
的調整で充分であり、本法律案の立法
は不必要であること、(二)現行の各業
法を行政当局が正しく運用し、また各
種業界組合の自覚と利用者大衆の良心
的協力によつてその実効があげられる
こと、(三)消費者は常に業界の料金協
定の脅威にさらされること、(四)時代
逆行の非民主的官僚統制に陥るおそれ
のあること、(五)料金値上げのおそれ
が充分あること等の理由により本法案
を廃案とせられたいとの請願。

昭和三十三年五月十八日印刷

昭和三十三年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局